



石油

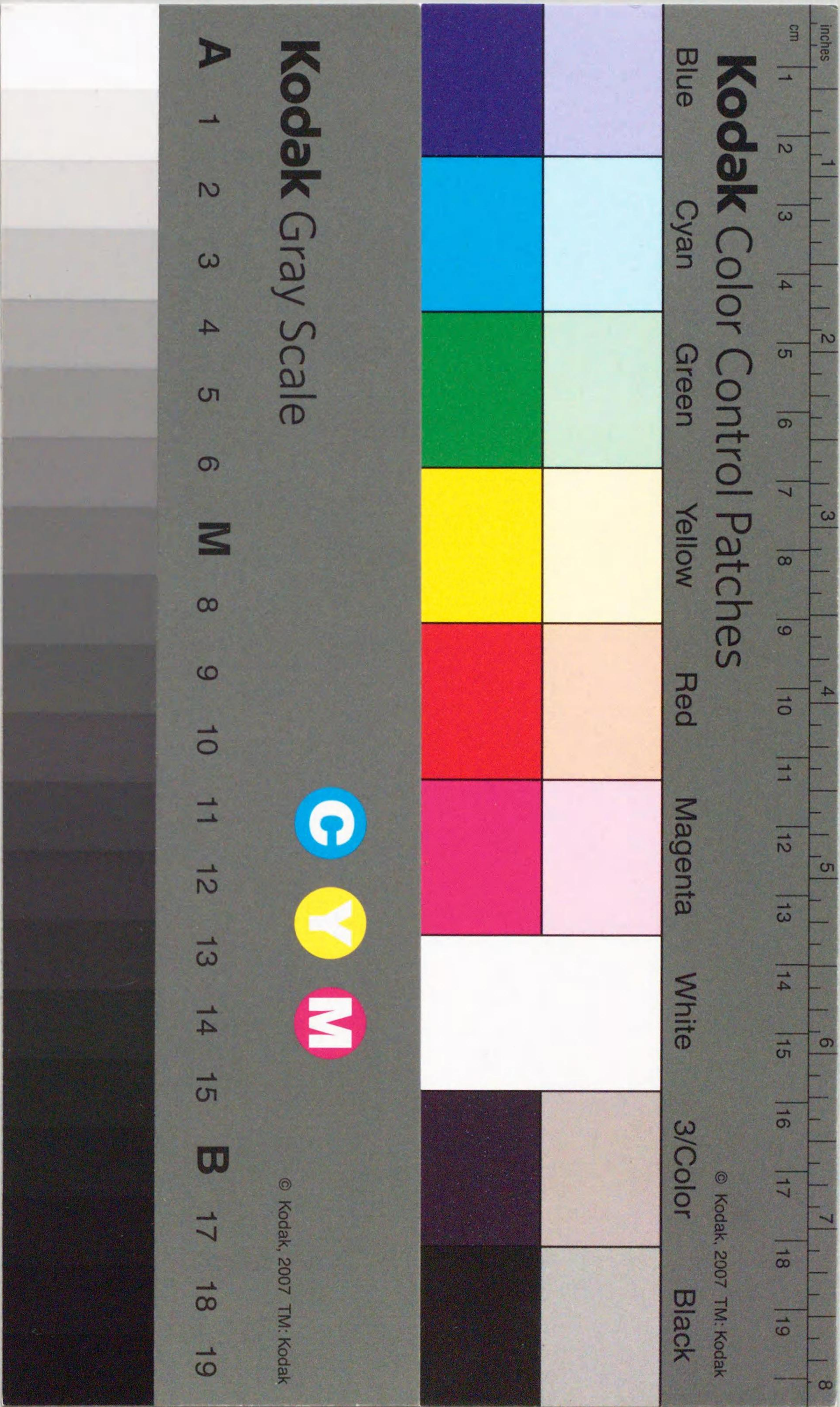
ニ關スル調査

外務省調査部

Y994-J691
1200700621132

調第九一號
昭和十二年二月

B
2256
558



Y994

J691

序

本調書ハ基本原料ノ調査ノ一トシテ石油ニ關スル調査ヲ輯録シタルモノナルガ茲ニハ
主トシテ外國石油資源及投資事情ヲ解説スルト共ニ主要國ノ石油政策ニ論及シ以テ本
邦ノ海外石油投資竝ニ石油政策ノ一參考ニ供セント試ミタリ本邦ニ關シテハ石油業法
ノ概要ヲ記述セルニ止リ其他ニ付テハ追テ稿ヲ改メテ敘説スルコトトシ取敢ヘス本調
査ヲ上梓スルモノナリ

昭和十二年二月

調査部 第四課



I 種
W

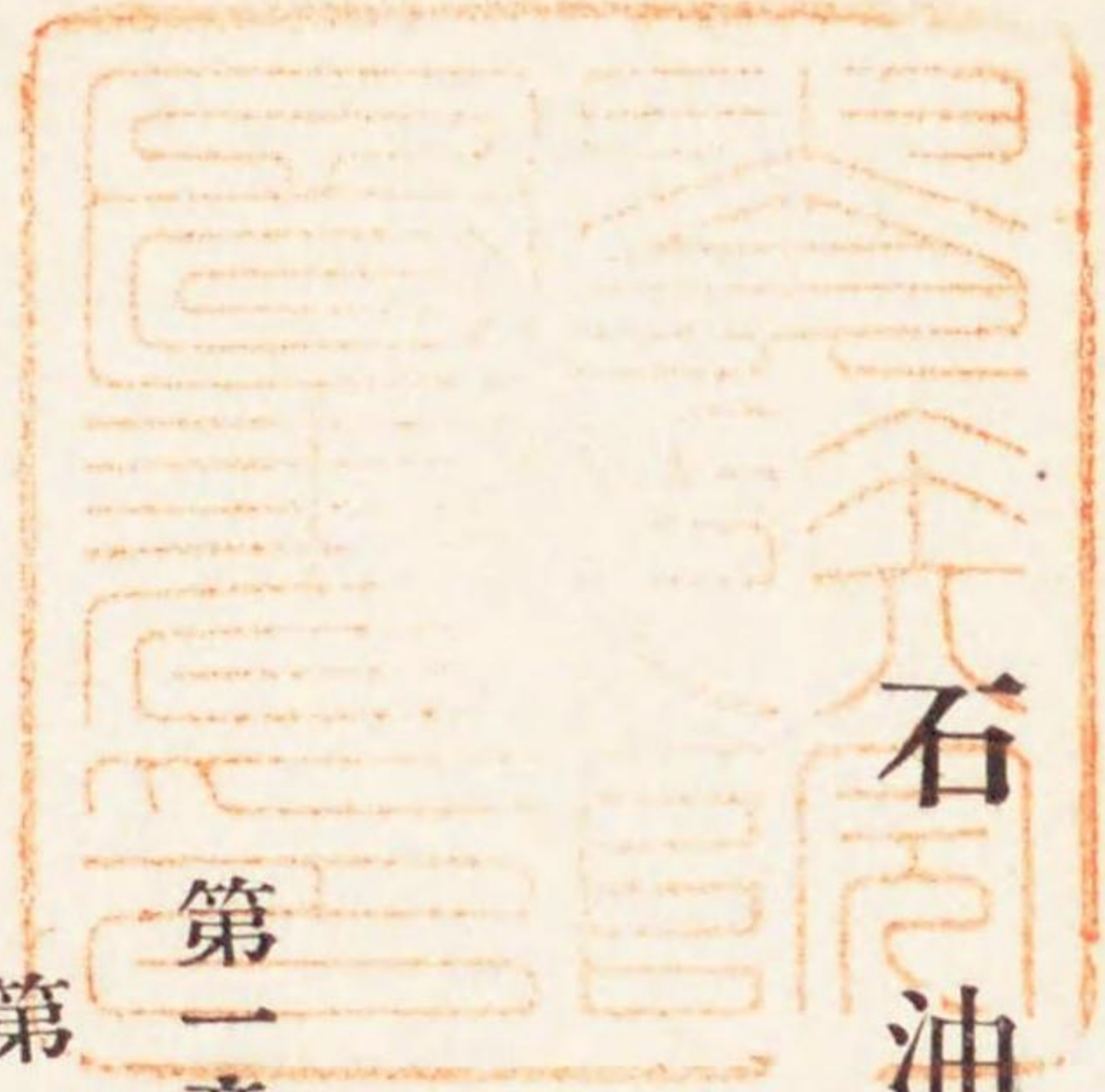


1200700621132

石油

ニ關スル調査

目次



第一章 世界石油需給關係……………一頁

第一款 生産……………一

第二款 消費……………二

第三款 石油需給關係……………三

第四款 石油價格……………四

第五款 世界石油埋藏量……………五

第二章 世界石油産業ニ對スル資本的並ニ政治的支配關係……………七

第一款 石油投資關係……………七

第一項 北米合衆國……………七

一、石油資源……………七



二

- 二、外國資本……………一〇
- 三、石油立法……………一〇
- 第二項 墨 西 哥……………一一
- 一、石油資源……………一一
- 二、外國資本……………一二
- 三、石油利權讓渡問題……………一二
- 四、石油立法……………一四
- 第三項 「ラテン、アメリカ」……………一五
- 一、中米諸國……………一五
- 二、西印度諸島……………一六
- 三、南米諸國……………一六
- (一) 「アルゼンチン」……………一七
- (二) 「ブラジル」……………一七
- (三) 「ポリビア」……………一八

- (四) 「エクアドル」……………一八
- (五) 秘 露……………一九
- (六) 「コロムビア」……………二〇
- (七) 「ヴェネズエラ」……………二二
- 第四項 亞 細 亞……………二四
- 一、蘭領東印度……………二四
- (一) 石油資源……………二四
- (二) 石油立法……………二五
- (三) 外國資本……………二五
- (四) 瓜哇石油「コンセッション」讓渡問題……………二六
- (五) 「チャムビ」油田ニ關スル米蘭兩國政府ノ確執……………二七
- 二、北 樺 太……………二八
- 三、「イ ラ ン」……………三〇
- (一) 石油資源ト英波石油會社ノ獨占權……………三〇

三

四

(一) 北部五州ニ於ケル石油利権……………三〇

(二) 「バーレン」島ニ於ケル石油利権……………三一

(三) 「イラク」……………三二

(一) 石油資源及「サン、レモ」協定……………三二

(二) 「サン、レモ」協定ニ對スル米國政府ノ抗議……………三五

(三) 「メソポタミア」地中海間石油輸送管線……………三六

(四) 伊太利ノ「メソポタミア」油田進出……………三六

第五項 歐 羅 巴……………三八

一、蘇 聯 邦……………三八

(一) 石油資源……………三八

(二) 石油利権ニ關スル法規……………三八

(三) 外國資本……………三九

二、羅 馬 尼……………三九

三、波 蘭……………四〇

四、「チッコ、スロヴァキア」……………四〇

五、獨 逸……………四〇

第六項 英 帝 國……………四一

一、加 奈 陀……………四一

二、「トリニダード」……………四一

三、濠洲及新西蘭……………四一

四、英領「ボルネオ」……………四二

五、英 領 印 度……………四二

第七項 亞 弗 利 加……………四二

一、埃 及……………四三

二、葡領西「アフリカ」……………四三

三、「アビシニア」……………四三

第二款 世界ニ於ケル主要石油會社……………四四

第一項 「スタンダード」石油會社……………四五

五

第二項	「ロヤル、ダッチ、シエル」會社	四八
第三項	「アングロ、イラニアン」石油會社	四九
第四項	蘇聯邦ニ於ケル石油企業	五〇
第三章	主要列強ノ石油政策	五三
第一款	英國	五三
第二款	米國	五六
第一項	對内政策	五六
第二項	對外政策	五八
第三款	蘇聯邦	六一
第四款	獨逸	六二
第五款	佛蘭西	六三
第六款	伊太利	六六
第七款	和蘭	六六
第八款	日本	六七

第九款	滿洲國	六九
附錄第一	世界石油生産額年表	七一
附錄第二	世界石油國別生産額表	七三
附錄第三	世界石油國別消費量表	八〇
附錄第四	油價累年高低表	八二
附錄第五	世界自動車數最近年表	八四
附錄第六	外國ノ主要石油會社表	八五
附錄第七	石油業法	一一四

石油ニ關スル調査

第一章 世界石油需給關係

第一款 生産

一九二六年ヨリ一九三五年ニ至ル十年間ニ於ケル世界原油産額ハ年平均概算一億九千四百七十七萬噸(約十三億五千萬「バレル」)ニシテ之ヲ國別ニ見レバ右十年間ニ於ケル最大生産國ハ北米合衆國ニシテ蘇聯邦之ニ亞ギ續イテ「ヴェネズエラ」、「イラン」、「ルーマニア」、墨西哥、蘭領東印度ノ順位ナリ一九三五年世界原油産額ハ約二億三千萬噸(十六億四千萬「バレル」)ニシテ右ニ對スル國別産額ノ百分比率左ノ如シ(附録第一、第二參照)

米國六〇・五%、蘇聯邦一〇・七、「ヴェネズエラ」九・一、「ルーマニア」三・七、「イラン」三・五、蘭領東印度二・八、墨西哥二・四、「イラク」一・六、日本〇・一

第二款 消費

一九三五年度ニ於ケル世界石油消費量(天然瓦斯、「ベンゾール」其他ヲ含ム)ハ約十五億七千九百萬「バレル」ニシテ國別消費量竝ニ世界消費量ニ對スル「パーセンテージ」左ノ如シ(附録第三參照)

國名	單位千「バレル」	比率
北米合衆國	九七〇,〇〇〇	六一・〇
蘇聯邦	一二三,〇〇〇	七・七
英國	七五,七〇〇	四・七
佛蘭西	四二,七〇〇	二・七
加奈陀	三五,九〇〇	二・二
獨逸	二九,七〇〇	一・九
日本	二四,八〇〇	一・六
「アルゼンチン」	二二,一〇〇	一・四
墨西哥	一六,八〇〇	一・〇
伊太利	一五,八〇〇	一・〇
世界合計	一,五七九,一六〇	一〇〇・〇

第三款 石油需給關係

世界石油ノ需給關係ハ大體ニ於テ均衡ヲ保チ居レルカ之ハ消費減ニ從ヒ生産制限ヲ實行シ居レル結果ニシテ元來石油消費量ハ交通機關ノ普及、産業ノ發達ト共ニ遞増ノ傾向アリ之ヲ米國ニ付キテ見ルニ一九一八年同國消費量三億五千九百萬「バレル」ナリシモノガ一九二二年ニハ六億五千二百萬、一九二九年ニハ九億四千萬ニ増加シ一九三四年ニハ九億二千萬ニ減退セルモ一九三五年ニハ九億七千萬「バレル」ニ増加セリ即一九二九年以後ハ世界不況ニ影響セラレテ石油消費量減少セルモ大體ニ於テ逐年増加ノ傾向ニアリ而シテ他方生産方面ニ於テモ右ニ比例シテ増減シ米國ニ於ケル原油産額一九一八年約三億五千六百萬「バレル」、一九二二年五億五千百萬、一九二九年十億七百萬、一九三四年九億八百萬、一九三五年九億九千三百萬「バレル」トナリタリ右ノ如ク逐年ノ消費増ニ拘ラス生産方法ノ改良生産制限等ノ人爲的手段ニ依ルノ外新油田ノ開發ニ依リ好ク消費増ニ追隨シテ需給關係ノ均衡ヲ得居ルモ天然資源カ無盡藏ニ非ル限り資源ノ分布カ偏在セルニ鑑ミ將來永ク需給關係ノ均衡ヲ保持シテ市場ノ安定ト供給ノ確保トヲ維持スルコトハ頗ル疑問トスル處ニシテ特ニ石油ノ天然資源ニ惠マレサル國家ニ於テハ代用燃料ノ生産ニ努力

シ以テ有時ニ備フルヲ急務トス

四

第四款 石油價格

一九三五年度米國重要都市ニ於ケル揮發油ノ給油所渡平均價格ハ「ガロン」ニ付一三・五五仙ニシテ前年度ノ夫レニ比シ僅少ノ低落ヲ見タルモ之ヲ最近十ケ年間ニ於ケル價格ニ付キ見レハ一九二九年ヲ境トシテ漸次落勢ヲ示シ一九三四年ヨリ上昇ノ傾向ニアリ右ハ景氣恢復ト同時ニ消費量ノ増加殊ニ自動車數ニ依ル消費増ヲ示スモノナリ我國ニ於ケル揮發油値段ハ石油業法實施前ハ市場無統制ノ爲一九三一年ニハ石油ノ大量輸入ニ依リ「ガソリン」ノ市價ハ「ガロン」ニ付三十二錢ノ低位ニ在リシガ一九三二年七月英米二社及日本四社間ニ協定成立シテ市價ハ四十九仙ニ引上ゲラレタリ然ルニ日蘇會社ノ蘇油輸入ニ依リ右協定ハ殆ド無効ニ歸シ市價ハ再ビ三十二錢ニ下落スルニ至レリ

一九三四年石油業法實施後ハ政府ハ石油ノ需給關係調節及價格決定ニ付キ必要ニ應シ之ヲ統制スルノ權限ヲ得タル處同年後半期ニ於ケル外油及内油ノ市場供給比率ヲ五對五ト決定シ亦一九三六年五月一日ニハ「ガソリン」一「ガロン」ニ付五錢値上ゲヲ認可シ五十一錢ト決定セリ我國ニ於

テハ從來自由經濟ニ基キ輸入石油ニ對シ低關稅ヲ課シ市場ニ於ケル自由競爭ニ委シタル結果「ガソリン」値段ハ米國市場ニ於ケルト大差ナキ比較的の低率ヲ維持セリ（附錄第四及第五參照）

第五款 世界石油埋藏量

一九二二年米國產油額ノ減少ニ鑑ミ米國地質學者中ニハ將來ノ石油供給ニ關シ悲觀的の見解ヲ發表シ米國ニ於ケル石油ノ浪費ニ對シテ警告スル處アリタルガ石油業者ハ右ニ反對シテ樂觀說ヲ唱ヘ國內資源開發ノ必要ヲ喧傳スルト共ニ外國ニ於ケル油田獲得ヲ力說セリ然ルニ右ノ如キ悲觀ニ拘ラズ其ノ後米國內ニ於ケル生産ハ新油田ノ發見ト採取方法トノ改良ニ依リ産額ノ激増ヲ見テ石油恐慌ヲ來スカ如キコト無カリシモ歐洲大戰以來石油ノ重要生益々認識セララルト同時ニ其ノ資源ニハ限リアルコトナレバ各國ハ何レモ國內石油ノ保護ト海外資源ノ獲得トニ向ヒ獨自ノ政策ヲ採用セルニ至レリ世界ニ於ケル石油埋藏量ニ關シテハ地質學者中ニモ種々臆測スルモノアリ一九二〇年米國地質學協會「ステビンガー」(Eugene Stebinger)ガ内輪ニ見積リタル假定數トシテ世界ニ於ケル石油推定埋藏量ヲ概算七百億「バレル」ト爲シ其ノ中米國ハ最モ石油資源ニ富ミ其ノ埋藏量約七十億「バレル」、之ニ次テ露西亞約六十億、「ペルシャ」及「メソポタミア」約六十億、

五

墨西哥約五十億、東印度約三十億、支那十三億、日本約十二億、羅馬尼約十一億ニシテ南米全體約百億「バレル」ト見做セリ然レドモ實際ノ埋藏量ハ右推定量ヨリハ遙カニ巨額ナルベク現ニ最近ノ測定ニ依レバ米國ニ於ケル石油採取可能量ノミニテモ百二十億「バレル」以上ナリト稱セラレ

第二章 世界石油産業ニ對スル資本的並ニ政治的支配關係

世界各國ニ於ケル石油需給問題ノ實情ヲ知り之ガ對策ヲ講ゼンガ爲ニハ石油資源及産業ニ對スル政治的並ニ資本的支配關係ヲ明カニスルヲ要ス本章及次章ニ於テ主トシテ各國ニ於ケル投資事情並ニ資本的支配關係及ヒ主要列國ノ石油政策ニ關シ概説スベシ

第一款 石油投資關係

第一項 北米合衆國

一、石油資源

米國內務省鑛山局調査ニ依レバ米國ハ一九三五年度ニ於テ九九三、九四二、〇〇〇「バレル」ノ原油ヲ產出シ世界總產額ニ對スル百分比率ハ六〇・五「パーセント」ナリ一八五七年ヨリ一九三三年ニ至ル期間ニ於ケル世界生產額ハ累計二百四十億「バレル」ニシテ此ノ中米國ハ百五十六

億九千萬「バーレル」ヲ產出セリ

歐洲大戰以來米國ニ於ケル石油消費ノ激増ト濫掘ニ顧ミ同國地質學者中ニハ石油供給ノ前途ニ關シ頗ル悲觀的見解ヲ下スモノアリ彼等ハ米國內ニ於ケル資源ヲ六十億乃至七十億「バーレル」ト見積リ多クトモ九十億「バーレル」以下ナルガ故ニ當時ノ消費額ヲ以テ進メバ爾後十數年以内ニハ米國ニ對スル石油供給ハ憂慮スベキ事態ニ立至ルベク右ハ茲數年ノ問題ナラントスラ論シタルカ右ニ反シ石油業者ヲ初メ地質學者中ニモ亦樂觀論ヲ唱フルモノモアリ此等ノ者ハ米國ノ石油埋藏量ヲ少クトモ二百億或ハ二百六十億「バーレル」ト見積リ米國ニ於ケル石油供給ハ今後少クトモ一世紀ハ何等支障ナカルヘシト主張セリ

米國主要石油會社ヲ網羅スル米國石油組合ニ於テハ特別委員會ヲ設ケ將來ニ於ケル石油採取可能量(「リザーヴ」)ノ調査ニ當ラシメタルガ右特別委員會ハ一九三五年一月一日現在ノ米國「リザーヴ」ハ百二十一億七千七百萬「バーレル」ト發表セリ茲ニ所謂「リザーヴ」トハ單ナル「デポジット」ノ意ニ非スシテ科學的ニ立證セラレタル埋藏層ヨリ現在ノ市價ニ照ラシ採算引合フ程度ノ採油方法ヲ以テ地上ニ汲ミ上ケ得ヘキ數量ヲ指スモノナリ之ガ測定ニ當リテハ生産面積、油脈ノ厚サ等ニ關シ知リ得ル限リノ材料ニ基キ算出シ一會社ガ所有スル油田ノ油井ニ付キテハ採油日誌ニ依

リ生産低下線ヲ示シ將來ノ趨勢ヲ測定ス然レドモ人工的ニ採油制限ヲ行フ今日ニ在リテハ油井ノ自然命數ニ基ク生産低下線ヲ知ルコト困難ナルガ故ニ生産低下線ニ代フルニ壓力低下線ヲ以テス汲上タル油ヲ見本トシテ油井底ノ壓力ヲ科學的ニ算定スルハ極メテ容易ニシテ之ニ依レバ開發前地下ニ埋藏シタル數量ヲモ可成リ正確ニ測定シ得ト謂フ

兎モ角米國ハ蘇聯邦ト共ニ世界最大ノ資源國ニシテ其ノ豊富ナル油田ハ「カリフォルニア」「テキサス」「オクラホマ」「カンサス」「ルイジアナ」「ペンシルバニア」「ニウ、メキシコ」「ミシガン」「ワイオミン」「アーカンソー」等ノ諸州ニ所在シ就中「カリフォルニア」「テキサス」「オクラホマ」「カンサス」「ルイジアナ」ニ於ケル產油ハ最近目醒マシキ進展ヲ見タリ一九二二年當時石油供給ノ前途ニ關シ悲觀說喧カリシニ拘ラズ米國ガ其後急激ニ増加セル國內並ニ海外需要ニ應スルコトヲ得タルハ資源保存、採油方法ノ改良外國油田ノ獲得等石油政策ノ實行ニ因ルベケンモ亦右諸州ニ於ケル新油田ノ發見ニ負フコト多大ナリト云フベシ米國商務省發表ニ依レバ國內重要鑛產物中石油ハ鐵、石炭ト共ニ最モ重要ナル地位ヲ占メ價格ニ於テ年額一九二九年度十二億八千四十一萬七千弗ニシテ石炭ニ亞ギ一九三二年度ニ於テハ六億八千萬弗ニシテ首位ヲ占メタリ尙前記米國石油組合ノ調査ニ依レバ一九三三年ニ於ケル米國石油產業ニ對スル推定投資額ハ總額百二

十億弗ニ及ブト謂フ

二、外國資本

米國石油事業ニ對スル投資ハ大部分米國資本ナルモ英國系資本タル「ロヤル、ダッチ、シエル」會社ハ米國ニ投資シ居レリ即チ歐洲大戰後同會社ハ米國ニ進出シテ一九一九年「デラウエア」合同石油會社ノ持株ヲ買收シテ「シユル、ユニオン」石油會社ヲ組織シ又一九二〇年以來「カリフォルニア」州ニ於ケル「シエル、オイル」會社ヲ通ジ同州ニ於ケル約三・一「パーセント」ノ油田ヲ獲得スルニ成功シ總テ米國內ニ於ケル全油田ノ約八分ノ一ヲ保有スト云フ現在「ロヤル、ダッチ、シエル」會社ハ「デラウエア」州ニ「シエル、ユニオン、オイル、コーポレイション」ヲ設立シテ米國內ニ於ケル從屬會社ヲ統制シ同國ニ於ケル一九三五年度採油量六、七五〇、〇〇〇噸（約四七、二五〇、〇〇〇「バレル」）ニ達スト謂フ

三、石油立法

石油ノ採取ニ關スル立法ハ各州ノ權限内ニ在リ州法ハ概ネ土地及石油ノ私有權ヲ認メ土地所有權者ハ地下石油開發ニ關スル權利ヲ有ス合衆國公有地ニ於テハ一九二〇年石油貸借法 (Oil Leasing Act) ニ基キ試掘權ハ內務長官ノ許可ニ依リ米國會社又ハ個人若クハ相互主義ニ依リ（即當該外

國ガ米國人ニ之ヲ認ムル場合）外國人ニ賦與セラル右許可ノ期限ハ二年ヲ越エザルモノトス石油ノ發見ト共ニ內務長官ハ許可證ニ記載セラルル土地ノ四分ノ一ニ對シ二十年間ノ「リース」ヲ許與シ地代ハ「エーカー」ニ付一仙、採掘石油ノ五「パーセント」ノ特許料ヲ徵收ス他ノ四分ノ三ノ土地ニ對シテハ最高競争者ト同一條件ニテ特許證所有人ニ優先的ニ「リース」ヲ許與スヘク採掘石油ノ十二・二分ノ一「パーセント」ヨリ少カラサル特許料ト場合ニ依リ「ポーナス」ヲ徵收ス各州有地ニ於テハ右石油貸借法ト殆同越旨ノ規定タル州法ニ據ル

第二項 墨 西 哥

一、石油資源

一九三五年同國ニ於ケル原油産額ハ四〇、二三五、〇〇〇「バレル」ニシテ世界年額ノ二・四「パーセント」トス其ノ石油資源ハ米、蘇、「イラン」等ニ次グモノト見ラル同國ニ於ケル石油事業ハ比較的最近ニ屬シ一九一〇年ニハ原油年額三、六三四、〇〇〇「バレル」ヲ産出セルニ過ギザリシモ一九一九年ニハ八七、〇七三、〇〇〇「バレル」一九二二年ニハ一八五、〇七五、〇七五、〇〇〇「バレル」ヲ産出シ米國ニ次ク最大生産國タリキ

同國石油事業ハ概ネ外國資本ノ管理スル處ニシテ墨國資本トシテハ政府關係ノ石油會社(原油日産三千「バーレル」トス)等アルモ云フニ足ラズ「スタンダード」其他ノ米國系資本ハ過去ニ於テ同國石油産額ノ八十五「パーセント」ヲ支配セリ然ルニ歐洲大戰後英國系資本ノ著シキ進出ヲ見ルニ至リ「シエル」會社ハ「メキシコ、イーグル」石油會社以下ノ諸會社ヲ買收シ又「ピアスン、コウドレイ」(Pearson Cowdrey)財團ハ其面積一千八百萬「エーカー」ヲ超ユル廣大ナル租借地ヲ買收スルニ至リ一九一八年末同國ニ於ケル石油總投資額ニ對スル兩國系資本ノ割合ハ米七十三%英二十五%ナリシモノガ一九二〇年末ニハ英國投資資本ハ米國系資本ニ接近スルニ至レリ

三、石油利權讓渡問題

(一) 昭和九年十二月墨西哥ニ於ケル「ボカナンチタール」石油鑛區及「ツートラ」油田所有者ヨリ右油田讓渡ノ申出アリタル處「ボカナンチタール」石油鑛區ハ地峽油田ト稱セル區域中ノ一部分ニシテ附近ニハ「フリソラ」油田、「エル、プラン」油田、「アグア、ドウルセ」及「エル、ブーロ」油田ノ如キ大油田アリ面積一四七、四九五「エーカー」(約一八〇、〇〇〇、〇〇〇坪)價格米貨約一、七七〇、〇〇〇弗(一「エーカー」ニ付十二弗)ニシテ右價格中ニハ地上權ヲ含ム

「ツートラ」鑛區ハ「オハカ」州ノ一部ニシテ地峽地帯前記「ボカナンチタール」石油鑛區ノ西南方約五〇哩ニ在リ面積約二九〇、〇〇〇、〇〇〇坪トス「ツートラ」ハ現在ハ單ニ木材産地トシテ有望ナリトノコトナルモ將來石油鑛區トシテノ價值ヲ有スル可能性アル由ナリ

(二) 昭和十年四月一米人ヨリ「アギラ」會社株千四百萬株(額面四金貨「ペソ」)中「シエル」會社及其ノ「トラスター」ノ名儀ニ屬スル六百五十萬株買收ニ關スル申出アリタル處右ニ依レバ「アギラ」會社ハ米「スタンダード」系ノ「フアステーカー」會社ニ對抗スル英系ノ石油會社ニシテ當時限産期ニ於テモ一日平均五萬「バレル」ノ生産アリ其ノ豫備保有油田ハ多ク輕油系ノ地峽地帯ニ集中シテ面積ハ遙カニ「スタンダード」系ヲ凌ク處最近保有油田ノ前所有者ヨリ提起セラレタル七百萬「ペソ」ノ訴訟ニ敗レ更ニ擊争中ノ三千餘萬「ペソ」ノモノモアリ之ガ爲メ「アギラ」株相場ハ十六志ヨリ四志ニ暴落セル事實アルモ先方申出ニ依レハ右株價ハ「アギラ」ノ現有財産及収益力ニ顧ミ十六、七志ガ適當ナルヘシトノ趣ナリ「シエル」會社ハ現ニ六百五十萬株ヲ以テ會社管理權ヲ行使セルモ絶對統制權ヲ欲セバ更ニ市場ニ於テ百萬株ヲ買取ル必要アラン

(三) 昭和十年四月一米國人ヨリ「ナンチタール」油田ニ對スル投資ノ申出アリ其ノ條件ハ米貨五

十萬弗ノ出資ヲ求メ其ノ總株ノ中三分ノ一ヲ取得スル外產油額ノ一割五分ヲ申受ケントスルモノナリ同油田ハ「ヴェラクルーズ」州ニ在リ面積二十一萬六千「エーカー」ニシテ露出油歴然タルモノ在リ從來「アギラ」會社ノ食指動ケルコト一切ニ止ラズト云フ交通ハ同油田ヲ貫通スル「ウスバナマ」河ニヨリ相當吃水ノ船揖ヲ通ズル外近ク油田ヲ東西ニ貫ク鐵道線開通スベク其ノ便概シテ宜シ

四、石油立法

一九一七年ノ同國憲法第二十七條ハ土地ノ國有ヲ決定シ國家ハ土地所有權ヲ個人ニ移轉スルノ權利ヲ有シ右移轉ニ依リ私有財產權形成セラル國家ハ私有財產ニ對シ公益ノ爲メ強制處分ヲ爲スノ權利ヲ有ス地下礦物ハ國有トス國家ハ法律ノ定ムル條件ニ從ヒ石油開發ノ權利ヲ許與スルコトヲ得、右許可ヲ賦與セラルル資格アルモノハ墨國人及墨國會社ニ限り外國人ハ必ス豫メ外務省ニ出頭シ右利權ニ關シテハ墨國人ト見做サルヘキコト即右利權ニ關シ本國政府ノ保護ヲ要求セサルヘキコトヲ誓約スルヲ要シ右誓約ニ違反セルトキハ其ノ取得セル權利ハ國家ニ沒收セラルルモノトス尙一九二五年十二月公布ノ石油法ニ依レハ地下礦物ハ國有トシ石油工業ハ公共ノ利益トス石油工業ヲ經營スヘキ權利ハ政府ノ許可ヲ要シ右許可ヲ受クル資格ヲ有スルモノハ墨國人及墨國會社

ニ限り外國人ハ前記憲法ノ規定ニ從ヒテノミ之ヲ有ス但右權利ハ之ヲ外國政府或ハ外國主權者ニ讓渡スルヲ得ス又石油事業經營ニ當リ外國政府或ハ主權者ヲ社員或ハ組合員トスルコト或ハ外國政府又ハ主權者ノ利益ノ爲メニ如何ナル權利ヲモ設定スルコトヲ許サス但シ墨國聯邦政府カ舊法令ニ依リ許與セル權利ニシテ之カ確認ヲ經タルモノハ左ノ權利ヲ享有スルモノトス

(イ) 一九一七年五月一日以前ニ石油採掘作業ヲ開始セル土地ニ關スル權利

(ロ) 石油採掘ノ目的ヲ以テ土地所有者或ハ權利繼承者ニ依リ一九一七年五月一日以前ニ締結セラレタル契約ノ權利

(ハ) 商工勞働省ヨリ賦與セラレタル許可ニ依リ現ニ作業中ナル送油管及精油工場ニシテ該許可書ニ規定セラレタル權利

第三項 「ラテン、アメリカ」

一、中米諸國

「ガテマラ」、「ホンジュラス」、「サルヴァドル」、「コスタリカ」、「バナマ」、「キューバ」、「サンドミンゴ」等ノ中米諸國ニ於ケル石油資源ハ微々タルモノニシテ之等諸國ニ於テハ概ネ之ヲ國有トシ右開發ニハ國家ノ特許ニ依リ利權ヲ賦與スルコトトナリ居レリ右利權ノ取得ニ付テハ大體國籍上ノ

差別ナキモ米國ハ嘗テ「モンロー」主義ヲ名トシテ英國會社ガ中央「アメリカ」ニ於テ石油利權ヲ獲得セントスル企圖ヲ挫折セシメタリ

二、西印度諸島

西印度ハ英領「トリニダート」ヲ除イテハ原油ヲ生産スルコト少キモ精油地トシテ極メテ重要ナリ精油所トシテ最モ顯著ナルモノハ蘭領西印度ニ於ケル「シエル」會社系及「スタンダード」會社系ノモノトス兩者トモ一日蒸溜能力十六萬乃至十七萬「バール」トス其ノ精油ニ用フル原油ハ殆ト「ヴェネズエラ」及「コロムビア」産油ナリ一九三五年右兩會社ハ合計一億二千萬「バール」ノ原油ヲ輸入シ一億一千九百萬「バール」ノ製油ヲ輸出シタルガ右輸入原油中「コロムビア」ヨリ七十萬「バール」ヲ輸入セル外全部「ヴェネズエラ」ヨリ輸入セリ製油ノ主ナル輸出先ハ埃及、南阿聯邦、「アルゼンチン」、米國、伊太利、「バレスタイン」「アルゼリア」、愛蘭、佛蘭西、阿弗利加、諾威、支那、滿洲、巴奈馬、「ポートサイド」、英國等ナルガ英國ニ對スル「ガソリン」輸出ハ千八百萬「バール」ニシテ同總輸出量ノ六十九%又米國ニ對スル「フューエル、オイル」輸出ハ千七百萬「バール」ニシテ同總輸出量ノ二十七%ヲ占メタリ

三、南米諸國

南米ニ於ケル最モ重要ナル石油國ハ「ヴェネズエラ」、「コロムビア」、祕露トス然レドモ「コロムビア」、祕露兩國ニ於ケル有望油田ハ殆ド米國「スタンダード」會社ニ占有セラレ「ヴェネズエラ」ノ夫レハ英國系資本タル「シエル」會社及米國「スタンダード」社ニ占有セラルルニ至レリ茲ニ於テ南米諸國ニ於テハ概シテ石油資源ヲ國家ニ留保スルノ政策ヲ取ルニ至リ或ハ蘇聯邦、墨西哥ノ例ニ倣ヒ之ヲ國有トシ或ハ石油事業ヲ公共事業トナスニ至レリ

(一) 「アルゼンチン」

一九三五年ニ於ケル同國ノ原油産額ハ一四、二五三、〇〇〇「バール」(世界産額ノ〇・九「バールセント」)トス石油事業ハ主トシテ官營會社ガ之ニ從事シ同國生産ノ約四十一%ハ右官營會社ノ占ムル處ナリ外國會社トシテハ「スタンダード」系及「ロヤルダッチ」系等アリ同國法律ニ依レバ石油ハ國有トシ土地所有者ハ地下石油ニ對シ優先權ヲ有セズ試掘探掘ニハ政府ノ許可ヲ要ス但シ私有地ノ場合ニハ土地所有者ノ同意ヲ要ス右許可ノ申請ニ付テハ外國人モ內國人ト同様ノ待遇ヲ受ク同國産石油ハ先ヅ主トシテ海軍及政府鐵道等ノ用途ニ供シ然ル後私的企業ノ需要ニ供セラル

(二) 「ブラジル」

「アマゾン」上流祕露國境近ク重要ナル石油資源アリト云フ同國ノ石油開發ニハ内外人ノ區別ナク土地所有者ハ地下石油開發ノ權利アリ或ハ右權利ヲ讓渡シ得ベシ公有地ニ於テハ政府ノ特許ヲ要ス

(三) 「ボリビア」

同國ハ頗ル鑛産ニ富ミ石油資源又有望ナリト云フ一九三五年原油産額一六四、〇〇〇「バール」トス

然レドモ交通不便ノ爲メ右資源開發ニハ多大ノ困難アリ現在「スタンダード」系米國會社ハ同國ニ於テ殆ンド獨占的石油利權ヲ保有スト云フ同國ニ於テハ石油ハ國有トシ其ノ開發ノ權利ハ政府ノ特許ヲ要スルモ右ニ關シテ國籍上ノ差別的待遇ナシ

(四) 「エクアドル」

同國ニ於ケル一九三五年原油産額ハ一、七三二、〇〇〇「バール」トス石油ハ國有トシ政府ハ内外人ノ別ナク右開發ノ權利ヲ許可ス一九二一年米國會社ハ二五、〇〇〇立方呎米ニ達スル地域ニ互リ石油開發ノ利權ヲ獲得セリト云フモ現在ハ英國系資本タル英「エクアドル」油田會社ガ主トシテ同國石油事業ニ關與セリ

(五) 祕露

(イ) 石油資源及立法

一九三五年同國原油産額ハ一六、八四〇、〇〇〇「バール」ニシテ南米ニ於テハ「ヴェネズエラ」「コロンビア」ニ次ギ重要ナル石油生産國ナリ同國ニ於テハ石油資源ハ之ヲ國有トナシ之ガ開發ニ關スル利權ハ政府ノ特許ヲ要ス但シ右利權ノ取得ニハ國籍上ノ差別待遇ナシ

(ロ) 外國投資

「スタンダード」系ノ米國資本ハ同國ニ於ケル石油事業ニ對シ支配的地位ヲ占メ之ニ次デ英國資本投下セラル

(ハ) 石油利權讓渡問題

祕露國北部太平洋岸ニ存在スル石油鑛區(通稱「ソリートス」)ハ九百五十一鑛區ヨリ成リ一鑛區ノ廣サニ「キロ」米平方トス右ノ中採掘中ノモノ五十鑛區ニシテ日産七千「ガロン」ナリ但資金増加ニ依リ産額ヲ増加セシメ得ルハ勿論トス右採掘擴張ノ爲ニハ百萬「ソール」ヲ必要トス同鑛區ハ同國最古ノ油田ニシテ伊太利系祕露人「ピアッチョ」ノ遺族ヲ主要ナル株主トスル會社ニ依リ經營セラレ居ルモノナルガ「ピアッチョ」死亡後ハ他ニ賣却セントス

ル希望ヲ有スト云フ尙同油田ノ南方ニハ英米及加奈陀資本ニ依リ經營中ノ「インターナショナル」石油會社及「ロビートス」油田會社ノ鑛區アリ兩者ニ於テ前記鑛區買收ノ希望ヲ有シ居ルモノノ如シ

「プンタ・サル」油田ハ同國北部太平洋「サル」岬ニ在ル油田ニシテ前記「ソリートス」「ロビートス」等ノ油田附近ニ存在シ在里馬祕露人「アルフレッド、ラーマ、イ、オーサ」ガ同油田「コンセツション」ヲ所有シ之ヲ他ニ移讓シ度キ趣ナリ同油田ハ三百鑛區、面積十二萬平方米トス石油鑛區ニ關スル政府ヘノ納稅ハ一鑛區毎ニ採油前ハ年額二「ソールス」ト其ノ一割ノ附加稅ヲ納入スルヲ要シ採油開始後ハ年額十「ソールス」ヲ納ムルヲ要ス同油田ノ背後ニハ政府保留ノ未開發油田存在スルヲ以テ其ノ一部ノ讓渡ヲ受ケ得ル可能性ヲ有ス讓渡ハ實際ハ賣却ナルモ形式的ニハ委任經營トナシ其ノ條件トシテ「ロヤルテイ」ノ支拂ヲ保障スルノミヲ以テ「コンセツション」ヲ永久ニ讓渡ス但シ採油以前ニ相互協定ニ依ル權利金ノ前拂ヲ必要トス

(六) 「コロンビア」

(イ) 石油資源及立法

同國ニ於ケル一九三五年ノ原油產額一七、六〇〇、〇〇〇「バーレル」ニシテ南米第二ノ產油國ナリ且國內ニハ比較的豊富ナル資源アリ同國法律ニ依レバ石油ハ國有ニシテ之ガ開發ニ關スル權利ハ政府ノ許可ヲ要ス但一八七四年十月二十八日以前ニ取得セル私有地ノ石油ニ關スル權利ハ土地所有者ニ屬スルモ之ガ採掘ニハ政府ニ通告シ且政府ニ對シ「ロヤルテイ」ヲ支拂フヲ要ス

(ロ) 外國投資

同國石油事業ニ於テ米國資本ハ優越ナル地位ヲ保持シ現在石油採取ニ從事セル唯一ノ會社ハ米國系ノ「トロピカル」石油會社ニシテ其ノ產額左ノ如シ (單位「バーレル」)

一九三〇年	二〇、三四六、〇〇〇
一九三一年	一八、二三七、〇〇〇
一九三二年	一六、四一七、〇〇〇
一九三三年	一三、一五七、〇〇〇

其他同國ニハ石油會社約二十内外アルモ多クハ米國系ノ會社ニシテ其ノ大部分ハ利權ノミヲ有スルモノニシテ小數ハ「トロピカル」石油會社ノ產油輸送ヲ目的トスル送油管線ノ會社及製油ヲ目的トスル會社ナリ

(ハ) 歐羅巴石油會社ノ共同投資申出

歐羅巴石油會社ハ巴里ニ本社ヲ有シ資本金千三百五十萬「フラン」ヲ有シ專ラ製油ヲ業トスル外「ペツシエルブロン」油田ニ於ケル試掘及「モロッコ」及「コロムビア」ニ鑛區ヲ有スルモノナルガ同會社ハ「コロンビア」國「マグダレーナ」河流域ニ於ケル同會社ノ利權所有地域(五〇、〇〇〇「ヘクタール」)ニ於ケル石油ノ試掘及採掘ニ付キ共同投資ノ下ニ事業ヲ行ヒ度キ希望ヲ有スル趣ナリ其ノ條件トシテ試掘ノ爲メ二千萬「フラン」採掘ノ爲メニハ五億「フラン」ヲ共同出資セントスルニ在リ同會社ノ鑛區ハ背斜三條アリ基ノ中二條ハ横斷層ニ依リ切斷セラレ夫々三部ニ分カレ全部ノ背斜ノ延長九十一籽副員五百乃至千三百米アリ含油層ヲ挾有スル中新層及始新層ヨリ成リ石油事業ニ對シ將來有望ナル鑛區ナリト云フ

(七) 「ヴェネズエラ」

(イ) 石油資源

同國ニハ國內各處ニ有望ナル石油資源アリ「メキシコ」ニ匹敵スル世界ノ重要ナル石油資源國ナリ同國石油事業ハ歐洲大戰後急激ナル發展ヲ見一九一七年原油産額一一九、八〇四「バ

レル」ナリシモノ一九二一年ニハ一、四四三、八三四「バレル」トナリ更ニ一九三五年ニハ一四九、一一三、〇〇〇「バレル」世界第三位ノ産油國トナリ同年度世界産額ノ九・一「バ

(ロ) 外國資本

同國石油事業ニ對シテ英國系資本タル「シエル」會社等ガ逸早ク進出シ同國最良油田ハ殆ド同會社ノ所有スル所ナリシガ最近「スタンダード」其他ノ米國資本進出スルニ至リ一九三五年度生産額ヲ資本別ニ見レバ左ノ如シ

米國系資本 八九、九〇〇、〇〇〇「バレル」
英蘭系資本 五八、八六〇、〇〇〇「バレル」

右ノ如ク最近ハ「スタンダード」等ノ米國資本ノ活躍目醒シキモ英國系資本ハ未開發ノ廣大ナル租借權ヲ有シ居リ米國系資本ニ比シ尙優越ナル地歩ヲ占ムルモノノ如シ

(ハ) 石油立法

同國法律ニ依レバ石油開發ノ權利ハ公共事業トス試掘採掘ノ權利ハ政府ノ「コンセッション」ニ依リ國內ニ合法ニ居住權アル自然人又ハ法人ニ許與セラル試掘權ハ一萬「ヘクタール」ヲ

超エザル地域ニ限り三ケ年間ヲ期限トス「ヘクタール」ニ付十「セント」ノ試掘稅ヲ徵ス採掘權ハ右試掘地域ノ半分(他ノ半分ハ政府之ヲ保留ス)ニ對シ各五百「ヘクタール」毎ニ四十ケ年ノ期限ヲ以テ賦與セララル探掘ニ對シテハ借地料一「ヘクタール」ニ付最初ノ三年間ニ「ボリヴァル」次ノ十七年間四「ボリヴァル」最後ノ十ケ年間五「ボリヴァル」トス右ノ外生産額ノ十「パーセント」ニ相當スル特許料ヲ政府ニ支拂フヲ要ス

第四項 亞 細 亞

一、蘭領東印度

(一) 石油 資源

蘭領東印度ハ墨西哥、「ヴェネスエラ」ニ亞グ世界屈指ノ豐富ナル石油資源國ナルガ同領土ニ於ケル石油事業ハ一八九〇年「ロヤル、ダッチ」石油會社ノ創立ト同時ニ開始セラレ其後「ボルネオ」、「ジャバ」、「スマトラ」ニ於ケル油田ノ開發ニ依リ漸次重要ナル產油國ノ地位ヲ占ムルニ至レリ即其ノ原油産額左ノ如シ(單位「バレル」)

一八九三年	六〇〇,〇〇〇
一九〇三年	五,七七〇,〇〇〇

一九一三年	一一,一七二,〇〇〇
一九二三年	一九,九〇〇,〇〇〇
一九三五年	四七,一三一,〇〇〇

(二) 石油 立法

印度鑛業法ニ依レバ蘭領東印度ニ於ケル石油探掘ニ關スル權利ハ原則トシテ國有トス政府ハ既得權ヲ除キ自ラ油田ヲ開發スルカ若クハ法律ノ形式ニ依リ利權契約ニ基キ民間ヲシテ之ヲ經營セシムル場合ノ外同領土ニ於ケル石油探掘ヲ許サズ右探掘ノ權利ヲ取得スル資格アルモノハ和蘭國市民又ハ蘭領東印度ニ居住權ヲ有スル國民若シクハ和蘭ノ法律ニ據リ設立セラレ同國市民又ハ前記國民ノ過半數ヲ重役トスル會社ニ限ル但右會社ノ株主ノ國籍ニ關シテハ制限ナシ

(三) 外 國 資 本

蘭領東印度ニ於ケル石油事業ニ對シテハ英蘭系資本タル「ロヤル、ダッチ、シエル」會社ガ支配的地位ヲ占メ之ニ次デハ米國「スタンダード」系ノ會社ガ投資セルモノトス即チ同領土ニ於ケルニ大石油會社タル「バターフェ」石油會社(「ロヤル、ダッチ、シエル」)及「スタンダード、ヴァキユム」石油會社(「スタンダード」系)ノ一九三五年度生産額左ノ如シ

「バターフェ」石油會社	一六,六九九,〇〇〇
「バーレル」	〇〇〇,〇〇〇

「スタンダード、ヴァキユム」石油會社 一二、七三九、〇〇〇「バーレル」

尙右二會社ハ「バシフィック」石油會社（「スタンダード」系）ト共同シテ「ニウ、ギニア」ニ於ケル石油「コンセッション」ヲ蘭國政府ニ申請中ナリシガ一九三五年三月八日公布ノ法律ヲ以テ之ガ許可ヲ得タリ右契約ニ依レバ前記三社ノ共同出資ヨリ成ルベキ和蘭「ニウ、ギニア」石油會社ハ契約署名（蘭領東印度ハ和蘭植民大臣ニ依リ代表セラル）ノ日ヨリ向フ五十ケ年間蘭領「ニウ、ギニア」及其附近島嶼ニ於テ其ノ面積併セテ百萬「ヘクタール」ヲ超エザル地域ニ於ケル石油ノ採掘權ヲ得ルコトナリタリ即チ會社ハ最初面積一千萬「ヘクタール」ニ互ル廣大ナル地域ヲ試掘區域トシテ與ヘラレ十年ノ試掘期間ニ右試掘地域ヨリ百萬「ヘクタール」ヲ選擇スルモノナルガ其ノ選擇方法ハ先ヅ三年內ニ少クトモ二百五十萬「ヘクタール」ヲ五年內ニ右ト併セテ少クトモ五百萬「ヘクタール」ヲ十年ノ期間滿了迄ニハ供セテ九百萬「ヘクタール」ヲ政府ニ返還スルモノトス而シテ會社ハ調査ノ結果ヲ精密ニ報告スルコトヲ要ス

(四) 瓜哇石油「コンセッション」讓渡問題

昭和九年五月和蘭政府ガ「サヂラ」石油會社ニ許與シタル瓜哇島西部ノ石油採掘「コンセッション」ノ讓渡申出アリ右權利ハ蘭國政府ガ同年五月三十一日ノ法律ヲ以テ許可セルモノナルガ蘭

印政府ガ同會社ト締結シタル石油「コンセッション」契約ハ蘭印鑛業法第五條a項ニ基クモノニシテ曩ニ「バタトフセ」石油會社及「スタンダード」石油會社ニ對シテ許與セラレタルモノト同一形式ヲ執リ居リ斯カル「コンセッション」ガ右兩社以外ノ會社ニ與ヘラレタルハ之ヲ嚙矢トス和蘭當局ノ言ニ依レバ右ノ如キ形式ノ「コンセッション」契約ハ「バタトフセ」社「スタンダード」社以外ノモノヲ相手トスル唯一ノモノニシテ且ツ最後ノモノタルベシトノコトナリ而シテ右「コンセッション」ニ依リ採掘權ヲ有スル地域ハ瓜哇西部「バンタム」「ポイテンゾルフ」及「クラワン」地方ニシテ其面積約二十萬「ヘクタール」トス權利所有者タル前記「サヂラ」會社ノ資本主ハ蘭人一名、獨逸人二名ニテ既ニ二十五萬盾ヲ投資セルモ資本供給困難トナリ他方一九三六年四月末迄ニ「ボーリング」ニ着手セザレバ右權利ヲ失フ關係モアリ「バタフセ」「スタンダード」兩社ハ右權利喪失後之ヲ無償ニシテ和蘭政府ヨリ引受ケント期待シ居ルモノノ如ク旁々右讓渡ヲ急グ事情ニ在リタリ讓渡條件ハ株式讓渡ノ方法ニ依リ其ノ價格五十萬盾（其ノ後三十萬盾）外ニ石油一噸當リ一盾ノ「ロヤルティ」ヲ要スモノトス

(五) 「ヂャムビ」油田ニ關スル米蘭兩國政府ノ確執

一九二〇年蘭國政府ガ「スマトラ」ノ「ヂャムビ」(Djambi)ニ於ケル石油獨占權ヲ「ロヤル、ダッ

チ、シエル」會社ニ賦與セントスルノ法律案ヲ提出スルヤ米國政府ハ蘭國民ハ米國ニ於テ石油事業ニ參加スルノ自由權ヲ認メラルルニ拘ラズ米國國民ニ對シ制限的政策ヲ採用スルナラバ米國ハ和蘭系會社ガ米國公有地ニ於テ石油開發ノ「リース」ヲ獲得スルコトヲ拒否シ以テ蘭國ニ報復スベシトノ趣旨ノ抗議ヲ爲シタリ右ニ對シ蘭國政府ハ「スタンダード」系ノ會社モ亦蘭領東印度ニ於テ利權ヲ獲得セリ但蘭國會社ガ古クヨリ同領土石油事業ニ從事セルニ依リ自然米國會社ニ比シ優等ナル地域ヲ獲得セルニ過ギズ且米國人ハ同領土ニ移住シ且市民權ヲ取得セバ蘭國人同様ニ石油利權ヲ獲得シ得ルガ故ニ蘭國政府ノ措置ハ米國人ニ對シ差別的ナラズト辯ジタルモ結局蘭國政府ハ同領土ニ於ケル石油事業ハ政府自ラ從事スルカ又ハ政府トノ契約ニ依リ民間ヲシテ之ヲ經營セシムルコトニ方針ヲ決定シ而シテ右ハ内外國人一律ニ之ヲ適用スベキコトヲ言明シ「ダッチ、シエル」社ニ對スル右獨占權ハ之ヲ取消スコトヲ得サルモ將來「シエル」會社ト同様ノ條件ヲ以テ「スマトラ」及「ボルネオ」ニ於ケル他ノ豐富ナル油田ヲ開發スル爲メ米國資本ノ投下ヲ歡迎スル旨ヲ確證シテ本問題ノ妥結ヲ見ルニ至レリ

二、北 樺 太

北樺太油田ハ東海岸一帯ニ存シ蘇聯國企業及我北樺太會社ニ於テ之カ開發ニ當リ居リ右兩者ノ原

油年産額四十萬噸トス蘇聯側ハ從來其ノ採取セル原油ヲ北樺太石油會社ヲ通シ本邦へ輸出シ居タルガ最近ハ「ハバロフスク」ニ製油所ヲ設置シテ之ヲ精製シテ「バクター」油ニ代ヘテ使用スルノ策ニ出デタリ北樺太石油會社ハ日蘇基本條約ニ基ク石油利權契約及北樺太利權ニ關スル大正十五年勅令第九號ニ基キ北辰會ノ事業ヲ繼承シ同年六月設立セラレ右利權契約ニ基キ北樺太ニ於ケル八ヶ所ノ油田約四六平方露里（一千五百八十九萬七千餘坪）ノ五割ニ對スル採掘權（四十五ヶ年ノ期限）及十一地域一千平方露里（三億四千四十二萬五千餘坪）ノ試掘權（一九四〇年末迄ノ期限）ヲ有シ石油ノ採取及賣買ヲ營業トナシ資本金二千萬圓（千七百五十萬圓拂込）トス同社ノ採油量左ノ如シ

一九二六年（昭和元年創立ノ年）	三四、四〇〇 <small>噸</small>
一九二七年	七七、一〇〇
一九二八年	一一二、二〇〇
一九二九年	一八四、一〇〇
一九三〇年	一九二、三〇〇
一九三一年	一八六、八〇〇
一九三二年	一八六、七〇〇
一九三三年	一九二、九〇〇

(一) 石油資源ト英波石油會社ノ獨占權

「イラン」國ニ於ケル一九三五年石油產額ハ五七、三〇四、〇〇〇「バーレル」、世界產額ノ三・五「パーセント」ヲ占メタリ而モ同國石油資源ハ六十億「バーレル」ト豫想セラレ米、蘇聯邦ニ次ギ重要ナル資源ヲ保藏シ現在ノ年產額ヲ以テ採取セバ後年長年月ニ互リ盡クルコト無カラント稱セラル同國ニ於ケル石油開發ハ北部五州ヲ除キ英國資本ノ獨占スル處ナリ即チ一九〇一年英人「ダグジー」(W.K. D'Arcy)ハ波斯政府ヨリ六十年ノ期限ニ互リ北部五州ヲ除クノ外波斯全土ニ於ケル石油ノ採取及處分ニ關スル獨占權ヲ得タルガ右權利ハ英波石油會社ニ依リ繼承セラレタリ同會社ハ「イラン」政府トノ協定ニ依リ右獨占權ニ對シ政府ニ最少限度年額英貨七十五萬磅ノ特許料ヲ支拂フコトトナリ居レリ

(二) 北部五州ニ於ケル石油利權

一九二一年「イラン」國政府ハ同國北部五州ニ於ケル石油開發獨占權ヲ「スタンダード」石油會社ニ賦與セリ然ルニ英波石油會社ハ右權利ハ同社ガ嘗テ舊露西亞人ヨリ買收シタルモノナルコトヲ理由トシテ同政府ニ抗議スルト共ニ「スタンダード」社トノ間ニ妥協シ遂ニ兩社ハ半々

ノ割合ヲ以テ之ヲ共同開發スベキコトニ決セリ「イラン」政府ハ蘇聯邦政府ノ指金ニ依リ右權利ハ「ス」社ノミニ對シ賦與セルモノニシテ之ガ分割讓渡ヲ許サズトノ理由ヲ以テ右協定ニ反對シ遂ニ右利權ヲ取消スニ至リタリ是ヨリ先蘇聯邦政府ハ「イラン」政府ニ對シ舊帝政時代ニ於テ波斯ニ於テ取得セル「コンセッション」ハ總テ之ヲ無効トスヘキコトヲ約セルモ同時ニ右「コンセッション」ヲ第三國ニ許與スル場合ニハ蘇聯邦ノ同意ヲ要スヘキコトヲ條件トセリ從ツテ本件舊露西亞人ノ得タル利權ニ對シテモ當然同國ノ承認ヲ經テ第三國ニ許與セラルヘキモノトシテ「イラン」政府ノ注意ヲ喚起シ其ノ結果前記ノ如ク本利權ハ同政府ノ取消ス處トナレリ其ノ後「イラン」政府ハ右權利ヲ米國「シンクレア」會社ニ賦與セント試ミタルモ一九二四年米國ニ於ケル「テイボット、ドーム」疑獄事件ノ爲メ「シンクレア」失脚シ右交渉ハ挫折スルニ至リ結局同政府ハ右北部五州ニ於ケル石油ハ自ラ之ヲ開發スルコトトナリタリ

(三) 「バーレン」島ニ於ケル石油利權

波斯灣内西南ニ位スル「バーレン」島ハ其ノ歸屬今尙英「イラン」兩國間ノ係争問題タルモ事實上英國ノ支配下ニ立チ居ル處同島ニ於ケル石油ニ關シテハ英國側ニテモ多大ノ關心ヲ示シ充分調査シタルモ見込薄シト見做シ居ルモノノ如シ然ルニ嘗テ同島ノ英國「ポリチカル、エイジ

エント」タリシ「メージャー、ホームズ」ナル英人ハ同島「シートク」(會長)ヨリ石油利權ヲ獲得シ之ヲ英國關係筋ニ讓渡方奔走セルモ奏功セス同人ハ之ヲ米國「スタンダード」系石油會社ニ賣リ込ミ同會社ニ於テ「ボーリング」十三ヲ降下シタル處内四ヶ所ヨリ噴油アリ相當ノ成績ナリシ爲メ右ハ「イラン」側ノ關心ヲ刺戟スルニ至リ一九三四年五月「イラン」議會ノ問題トナリタルガ同議會ニ於ケル外務大臣ノ説明ニ依レバ同國政府ハ一九二九年ヨリ一九三〇年ノ間ニ於テ英國政府ニ抗議ヲ提出シ同島ガ「イラン」領土タルガ故ニ同國主權ニ牴觸スルガ如キ行爲ハ何等效力無キコト及右ノ如キ行爲ニ依ル損害賠償ノ要求權ヲ保留スヘキコトヲ聲明セリ然ルニ最近「スタンダード、オイル、カリフォルニア」社ガ右利權ヲ買收シ同時ニ採掘ヲ開始シテ大量ノ石油ヲ外國ニ輸出セル事實ノ確報ヲ得タルガ故ニ米國政府ニ對シ右利權ノ無效ヲ主張シ「イラン」國政府ノ權利ヲ尊重スベキコトヲ要求シ更ニ國際聯盟宛右抗議文ヲ送附セルニ付本問題ニ關シテハ將來公正ナル解決ニ達スベキモノト確信シ居レリト述べタリ

四、「イラク」

(一) 石油資源及「サン、レモ」協定

同國ニ於ケル一九三五年原油産額ハ二六、五〇〇、〇〇〇「バーレル」世界産額ノ一・六「パーセント」ニシテ其ノ産額墨西哥ニ次ギタリ「モスール」ヨリ「バグダード」ニ至ル「メソポタミア」油田ハ重要ナル石油資源トシテ列國ノ注目セル處ニシテ夙ニ英米獨等ノ資本家ハ土耳其政府ヨリ右開發ノ利權ヲ獲得セントシテ活動セルガ歐洲大戰直前ニハ英獨共同シテ開發スルコトニ兩國間ニ協定成リ土耳其政府ノ承認ヲ得タリ然ルニ大戰ニ於テ英國ハ逸早ク「メソポタミア」遠征ヲ企テ遂ニ「バグダード」ヲ占領スルニ至リ獨逸ニ代リ佛國ト提携シテ「モスール」油田ヲ開發スルコトト爲シタリ即チ「ヴェルサイユ」條約ニ基キ英國ハ「メソポタミア」地方ノ委任統治國トナリタルガ「モスール」油田ノ處分ニ關シテハ一九二〇年四月英佛間ニ左記趣旨ノ「サン、レモ」協定ノ締結ヲ見タリ

(イ) 羅馬尼内ニ在ル前敵國人民又ハ團體ニ屬セル石油開發權持分又ハ其ノ他ノ利權ニシテ沒收セラレタルモノノ獲得其他羅馬尼ニ於ケル油田ノ開發權ヲ取得スルニ協力シ其ノ獲得セルモノハ等分スルコト

(ロ) 舊露帝國內ニ於ケル石油開發權ノ獲得ニ努力シ又ハ各自其ノ國民ニ援助ヲ與フルコト

(ハ) 「アフリカ」ニ於ケル佛植民地保護國及勢力範圍タル「アルゼリー」、「チュニス」、「モロッ

コ」等ニ於ケル石油開發權ニ付テハ佛國政府ハ佛國法ニ準據スル限り即佛國出資ガ六割七分
以上アル場合佛英兩國人ニ對シ之ヲ許與スルコト

(ニ) 英國政府ハ佛國政府ガ其ノ殖民地ニ於テ英國人ニ賦與セルト同等ノ權利ヲ英國直轄殖民地
ニ於テ佛國人ニ與フルコト

(ホ) 「メソポタミア」ニ於ケル英國ノ石油開發事業ノ二十五「パーセント」ヲ佛國ノ分前トスル
コト

(ヘ) 佛國政府ハ其ノ委任統治地域内ニ英波石油會社ノ鐵管ノ敷設ヲ許可ス右對償トシテ佛國ハ
波斯ヨリ地中海ニ管送セラルル石油ノ二十五「パーセント」ヲ限度トシテ其ノ供給ヲ受ケラ
ルベキコト

即チ「サン、レモ」協定ハ「モースール」油田ノ處分ノミナラズ舊露帝國內ニ於ケル各自國民
ノ既得權擁護ニ關シ「ゼノア」會議ニ於ケル對蘇聯邦トノ折衝ニ備ヘ且「ルーマニア」國內
ニ於ケル利權ノ獲得、兩國植民地ニ於ケル石油ノ共同開發、「ペルシヤ」灣ヨリ地中海ニ至
ル石油輸送管線ノ敷設等廣範圍ニ互ル石油協定トス右協定ニ基キ英國ハ其ノ管理下ニ「メソ
ポタミア」油田ヲ開發スルコトトナリ佛國ハ右產油ノ二十五「パーセント」ヲ取得スルコト

トナリ又右開發ノ爲メ會社ガ設立セラルル場合ニハ佛國ハ其ノ株式ノ二十五「パーセント」
ヲ取得スベキコトトナリタルガ地方政府ニ對シテハ右石油開發ニ關シ二〇「パーセント」以
上ノ利害關係ヲ有セシメザルコトニ定メタリ右「サン、レモ」協定ハ「モースール」油田ニ注
目セル列國ニ異常ノ衝動ヲ與ヘタルガ就中米國ハ右協定ニ對シ嚴重ナル抗議ヲ爲スニ至リタ
リ

(二) 「サン、レモ」協定ニ對スル米國政府ノ抗議

右協定發表セラルルヤ米國政府ハ英國政府ニ對シ右協定ハ委任統治ノ原則ニ悖リ「メソポタミ
ア」及「バレスタイン」ヲ事實上英國ノ植民地化スルモノナリ米國ハ國際聯盟ニ加入セサルモ
參戰國トシテ「ヴェルサイユ」條約ニ規定セラレタル委任條項ノ下ニ確保セラルヘキ諸權利特
典ニ均霑スルノ權利ヲ有スルモノナルコトヲ主張セル趣旨ノ書翰ヲ送リタリ斯クテ「メソポタ
ミア」油田處分ニ關スル英米兩國間ノ確執ハ一九二一年ニ至ルモ何等ノ解決ノ曙光ヲ見出スニ
至ラザリシガ恰モ同年「スタンダード」會社ハ前記ノ如ク「ペルシヤ」政府ヨリ北部五州ニ於
ケル石油利權ヲ獲得スルニ至リタルガ右ハ英波石油會社ノ反對ニ遭ヒ兩國間ノ紛争ハ益々惡化
スルヤニ思ハレタリ然ルニ右「ペルシヤ」石油利權ニ關シ「スタンダード」會社及英波石油會

社間ニ前述ノ通り協定成ルト同時ニ之ヲ機運トシテ兩社間ニハ「メソポタミア」及「パレスタ
イン」ノ油田開發ニ關シテモ急速妥協成リ遂ニ本問題ノ解決ヲ見タリ即チ「メソポタミア」油
田ニ關シ利害關係者間ニ左記要旨ノ協定成立セリト云フ

「メソポタミア」油田ニ對スル權利配分率

英波石油會社	四〇%
佛 國 側	二〇%
「ロヤル、ダツチ、シエル」會社	二〇%
「スタンダード」會社	二〇%

(三) 「メソポタミア」、地中海間石油輸送管線

前記「サン、レモ」協定ニ基キ英國ハ佛國委任統治地域内ヲ通過シ地中海ニ至ル大輸送管建設
ノ權利ヲ得タルガ「モスール」ノ東南「キルクック」ヲ起點トシ地中海沿岸「アレppo」及「ハ
イファ」ニ達スル二條ノ大輸送管ハ一九三四年完成ヲ見タリ右ニ依リ「モスール」及波斯ノ石
油ハ「スエズ」運河ヲ經由セズシテ直チニ地中海ニ輸送セラレ距離ニ於テ約三千哩ヲ節約シ得
ベク英國海軍ニ對シ多大ノ便益ヲ與フルモノナリ

(四) 伊太利ノ「メソポタミア」油田進出

現在「イラク」ニ於ケル油田ノ開發ハ前記協定ニ基キ關係會社ガ共同出資シテ設立セル「イラ
ク」石油會社（「アングロ、パーシヤン」、「ロヤル、ダツチ、シエル」、「フランス」石油會社、「ス
タンダード」各二三・七五%其他五%出資）ガ殆ド獨占的開發權ヲ有シ專ラ右開發ニ當リ居レル
ガ其ノ外ニ主トシテ英國系投資ノ「モスール」油田會社ガ一部分之ニ關與セリ

「モスール」油田會社ハ一九三二年創立セラレタル私立會社ナルガ公稱資本金ハ百八十五萬磅ト
稱セラレ「ゴーション」子ヲ會長トシ取締役中ニハ伊國人二名、佛國人一名、獨逸人二名ヲ包含
シ居リ設立當時ノ株式割當ハ英國五〇・五五「パーセント」、伊國二四・四五「パーセント」、獨
逸一二「パーセント」、佛國及瑞西一二「パーセント」ノ割當ナリシ由ナルガ其後伊國側ノ持株
増加シタルモノト見エ伊國人ノ取締役ヲ五名ニ増加シ現在助締役十三名中英人四名、伊人五名、
獨逸人二名、佛人及「イラク」人各一名トナリ居レリ右ニ關シ伊國側ハ「モスール」油田會社
ノ株式ノ五十二「パーセント」ヲ所有スルニ至リ英國側ニ代ツテ右會社ノ支配權ヲ獲得スルニ
至レル旨竝ニ會社側ニ於テハ之ヲ打消シ居ル旨報道セラレ石油業者間ニ「センセイション」ヲ
惹起セルガ右報道ハ相當根據ヲ有スルモノノ如シ

第五項 歐 羅 巴

一、蘇 聯 邦

(一) 石 油 資 源

一九三五年原油產額ハ一七六、六八八、〇〇〇「バレル」世界產額ノ一〇・七%ニシテ米國ニ次ギ世界第二位ヲ占メタリ同國ニ於ケル重要油田ハ裏海及「コーカサス」地方ニ所在シ即チ Baku, Grozny, Emba, Maikop, Teheleken, Ferghana 等ノ油田其ノ主タルモノナルガ右ノ外未開發油田ハ黑海地方、「ボルガ」河ノ上流、北部露西亞、「アルハンデル」地方、西南部西比利亞「ツルガイ」地方、東部西比利亞「バイカル」湖、「アムール」河流域、北樺太、東部「カムチャッカ」等所々ニ散在シ恐ラク世界最大ノ資源ヲ包藏スルモノナラントノ説アリ

(二) 石 油 利 權 ニ 關 ス ル 法 規

蘇聯邦憲法ノ規定ニ依レバ土地ハ國有ニシテ石油開發ノ權利ハ國家ニ歸屬ス舊露西亞帝國時代ニ於ケル所有者ノ石油利權ハ政府ノ「コンセツション」ヲ得タルモノ以外總テ沒收セラレタリ而シテ同國政府ハ重要ナル國內資源ハ概ネ之ヲ國家ニ保留スルコトトシ比較的重要ナラザル石油利權ヲ外國資本ニ許與スルノ方針ヲ採リタリ

(三) 外 國 資 本

同國石油生產事業ハ殆ド總テ國營企業ニ依リ經營セラレ而シテ一九三五年度同國生產額中「バクー」油田ハ其ノ七十五%ヲ占メ之ニ次ギ「グロスニイ」油田ハ十一%ヲ產出セル趣ナリ同國ガ外國資本ニ許與セル「コンセツション」中北樺太ニ關シテハ前述セルガ右ノ外「コーカサス」地方ニ於テ伊太利系資本ニ「コンセツション」ヲ與ヘ又南西伯利亞草原地方ニ於ケル石油探掘權ヲ伊白國系會社ニ許與シ又「カスピ」海東北沿岸ニ近キ「ブサチ」(Bussachi) 半島ニ於ケル「コンセツション」ヲ諾威會社ニ與ヘタリト云フ

二、羅 馬 尼

同國ニ於ケル石油產額ハ一九三五年六一、三七一、〇〇〇「バレル」、世界產額ノ三・七%ニシテ同年度世界第四位ノ產油ヲ見タリ同國ハ歐洲ニ於ケル最大石油資源國ナルガ英米白佛伊等ノ資本ハ同國ニ於ケル石油事業ニ活躍シ居リ就中英國系資本最モ優勢ナリ一九三五年度產額ニ對スル各國資本系會社ニ依ル採油割合左ノ如シ (單位千噸)

一九三五年產額

八、五〇〇

「ロヤル、ダッチ、シエル」

一、七三〇

其ノ他英國系

二、四一〇

白 國 系	一、二〇〇
羅 馬 尼 系	七〇〇
米「スタンダード」	六七〇
伊 太 利 系	四八〇
佛 國 系	四三〇

三、波 蘭

波蘭ニ於ケル原油産額ハ一九三五年三、八〇八、〇〇〇「バーレル」トス同國石油事業ニハ主トシテ米國、佛國系資本ガ活躍シ居レリ

四、「チェッコスロヴァキア」

「カルバチアン」山脈附近ニ石油資源アリ政府ハ「ハンガリー」國境地方ニ於ケル油田ヲ除キ同國ニ於ケル獨占的石油利權ヲ米國資本系ノ一會社ニ賦與セル趣ナルガ佛國資本モ亦油田開發ニ關與シ居レリ

五、獨 逸

一九三五年獨逸産油額ハ二、九八三、〇〇〇「バーレル」ニシテ「ハノーヴァー」州地方ハ石油埋藏割合ニ多シト云フ同國石油開發ニ從事スル外國石油會社ハ「スタンダード」系等ノ米國資本

會社及「シェル」社及英波石油會社等ニシテ右「スタンダード」系會社ト「シェル」會社ハ「オグデンプルグ」油田ニ對シ等分ノ開發權ヲ有シ居レルガ同油田ハ米國ノ「ガルフ、コースト」地方ト同様ノ地質ニシテ將來有望ナル趣ナリ

第六項 英 帝 國

一、加 奈 陀

同國原油産額ハ一九三五年一、四三〇、〇〇〇「バーレル」ニシテ「アルバータ」ニ於ケル油田ハ現在同國最大ノ油田ニシテ同國産額ノ半以上ヲ産出シ將來有望視セラル主ナル經營者ハ米國「スタンダード」系石油會社ナリ

二、「トリニダード」

同島ハ一九三五年原油一一、六七九、〇〇〇「バーレル」ヲ産出シ重要ナル石油資源地トス英國ハ之ヲ自國海軍用ニ保留シ原則トシテ英國人以外ニ對シ同島ニ於ケル石油開發ヲ排斥ス

三、濠洲及新西蘭

濠洲ニハ「ニウ、サウス、ウエールス」及「クキーンスランド」ノ一部ニ幾分石油埋藏アリ又新西蘭ニ於テハ其ノ南島ニ石油層ヲ有スト云フ濠洲ニ於ケル石油開發ノ權利ハ英國人ノミ之ヲ取得

シ得ルコトトナリ居レルモ新西蘭ニ於テハ右ニ關シ國籍上ノ差別ナシ

四、英領「ボルネオ」(「ブルネイ」、「サラワク」)

英領「ボルネオ」ニ於ケル一九三五年度ノ原油産額ハ四、九七五、〇〇〇「バーレル」トス北部「ボルネオ」及「サラワク」地方ニ於テハ試掘探掘ニ關スル利權ノ取得ニ對シ何等國籍上ノ區別ナキモ「ブルネイ」ニ於テハ私有地ニ於テハ之無キモ公有地ニ於テハ右權利ハ英國人ニ保留セラル英領「ボルネオ」ニ於ケル石油企業ハ事實「シエル」系會社及其他ノ英國系資本ノ獨占スル處トス

五、英領印度

印度ニ於ケル一九三五年原油産額ハ九、二二七、〇〇〇「バーレル」ニシテ主ナル油田ハ「ビルマ」地方ニ在リ印度ニ於ケル公有地ノ石油開發ニ關スル利權ハ之ヲ英國人及英國籍會社ニ保留シ私有地ニ於テハ土地所有者ガ石油ヲ採掘シ又ハ採掘ノ爲メ土地ヲ賃貸スルノ權利ヲ有スト雖モ英國ハ專ラ自國資本ヲシテ石油ヲ開發セシムルノ方針ヲ持シ印度ニ於ケル石油企業ハ概ネ同國系資本ノ管理スル處トス

第七項 阿弗利加

一、埃 及

同國ニ於ケル石油開發ニ關スル權利ハ政府ノ特許ニ依リ之ヲ許與スルコトトナリ居レルガ現在英國系資本タル英埃石油會社ガ專ラ同國石油ノ採取ニ從事シ居レリ尤モ埃及政府モ又同社ニ關係シ居レリ

二、葡領西「アフリカ」

「アンゴラ」(Angola)ニ於ケル石油資源ハ多少有望視セラレ居ル處右開發ノ利權ハ米國資本系タル葡國會社ニ賦與セラレタリ

三、「アビシニア」

一九三五年八月米國「スタンダード」石油會社系ノ一會社ガ英國實業家「リツケルト」ヲ其ノ代表者トシ「アビシニア」國政府ト交渉ノ結果同國南部「ルドルフ」湖ト「ディレダウア」トノ中間ヲ貫ク一線以東即同國ノ東半分ニ互リ七十五年ノ期限ヲ以テ石油及鑛山ノ開發權ヲ獲得セル旨報道セラレ右ハ同國ト伊太利トノ紛爭繼續中ナリシ爲メ世界ノ注目ヲ惹キタリ

右報道ニ對シ英國政府ハ八月三十一日「コミュニケ」ヲ以テ英國政府ハ右「コンセンション」許與ノ事實アリタルヤ否ヤヲ知ラズ右ハ一九〇六年三國條約第二條ニ從ヒ豫メ三國政府ニ諮問セラ

ルベキモノナルコト及在「アヂス、アベバ」英國公使ヲシテ「アビシニア」皇帝ニ忠告セシムベキ訓令ヲ與ヘタルコトヲ發表シ、一方九月三日米國國務省ハ國務長官ガ前記利權獲得者タル「ソコニー、ヴァキユーム」會社代表者ニ對シ右利權ハ平和ノ維持ニ障害アル重大ナル結果ヲ齎スヘキヲ通告シ之ガ拋棄ヲ勸告シタル旨ヲ發表シ會社側モ之ガ拋棄ヲ聲明スルニ至リタリ

第二款 世界ニ於ケル主要石油會社

現今世界ニ於テ活躍セル重要ナル石油會社ハ之テ大別シテ米國資本系統ノモノ及英國資本系統ノモノト爲シ得ベシ米國系ノモノハ大體之ヲ舊「スタンダード」系ノモノト其ノ他ノモノトニ區別シ得ベキモ「スタンダード」系以外ノ米國會社ハ海外ニ於テハ主トシテ石油ノ供給方面ニ活躍シ生産方面ニ於テハ墨西哥、南米等ヲ除キテハ専ラ國內油田ノ開發ニ當リ居レリ然ルニ「スタンダード」系ハ國內産業ニ巨資ヲ投ゼル外、海外油田ノ獲得及開發ニ對シ頗ル進取的ニシテ世界廣範圍ニ互ル販賣機關ト相俟ツテ生産供給兩方面ニ於テ内外石油産業ニ偉力ヲ振ヘリ英國系ノモノハ之ヲ「ロヤル、ダッチ、シエル」系及「アングロ、バーション」系ト大別シ得ベキモ兩者ハ密接ナル關係ヲ保持シテ英國政府ノ石油政策遂行ニ努メ米國政府ヲ支援トスル「スタンダード」會社ト對

抗シテ世界石油産業ニ對スル覇ヲ爭ヒツツアルノ状態ナリ左ニ右三社ノ内容ニ付キ解説スベシ

第一項 「スタンダード」石油會社

一、「スタンダード」石油會社ハ一八七〇年資本金百萬弗ヲ以テ「ロックフェラー」一派ニ依リ「オハイオ」州ニ創立セラレタルモノナルガ一八九〇年ノ排「トラスト」法ニ基キ同州裁判所ニ於テ不法ノ決定ヲ宣告セラレタル爲メ一八九九年「ニウ、ジャシー」州法ニ基キ「ニウ、ジャシー、スタンダード」石油會社 (Standard Oil Company of New Jersey) ナル持株會社トシテ改組セラレタルモノナリ右新會社ハ最初一千萬弗ノ資本金ナリシガ間モナク一億一千萬弗ニ増資セラレ漸次合衆國內ニ於ケル「トラスト」トシテノ偉力ヲ發揮シ一九〇四年ニハ當時合衆國ニ於テ最も重要ナル石油產物タリシ「ケロセン」ノ八十六「パーセント」以上ヲ支配スルニ至レルガ他面「トラスト」トシテ議會及裁判所ニ於テ絶エズ攻撃ノ目標トナリ一九一一年ニハ遂ニ合衆國大審院ニ依リ解散ヲ命ゼラレタリ然ルニ大審院ノ宣告決定ハ同會社ノ持株ヲ同系統ノ新會社ニ配分スルコトヲ許可シタル爲メ右同系新會社ノ間ニハ依然緊密ナル利害關係ヲ維持シテ競争ヲ避ケ以テ「トラスト」タル舊「スタンダード」會社解散後モ之等新會社ハ事實「トラスト」タル支配力ヲ振ヒ一九一九年ニ於テモ尙合衆國原油產額ノ二十三「パーセント」、輸送

管線ノ約六十八「バーセント」、精油事業ノ四十四「バーセント」、「ガソリン」ノ六〇「バーセント」ヲ管理シ同國內外市場ニ於ケル同業者間ニ支配的地位ヲ有シタリ親會社タル「ニウ、ジャシー、スタンダード」石油會社ノ資産ハ十億以上ト稱セラレ同系會社ノ資本ハ總テ數十億弗ノ巨額ニ上リ一九二六年ノ調査ニ依レバ米國內石油事業總投資額百億弗中「ス」社系資本ハ四十「バーセント」ヲ占メタリト云フ

敍上ノ如ク一九一一年「トラスト」解散後モ「ス」社ハ依然獨占的勢力ヲ振ヒタルガ其後排「トラスト」法強化、會社側ノ株式分散策等ノ事情ニ依リ漸次姉妹會社間ノ統制力モ弛緩シ中ニハ競争的立場ヲ採ルニ至ルモノスラアリ今日ニ於テハ舊同系會社間ニハ資本上ノ支配關係ハ無ク夫々獨立會社タルノ地位ヲ保有セルニ至レリ但シ舊同系會社ニシテ「スタンダード」ノ名ヲ冠スル各親會社相互間ニハ現在ニ於テモ大體ニ於テ勢力範圍ヲ協定シ居リ以テ競争ヲ避クルノ方針ニ出テ居ルガ故ニ世上尙是等諸會社ヲ「オールド、スタンダード、グループ」ト稱セリ本論ニ於テモ舊「スタンダード」系諸親會社並ニ其ノ從屬會社ハ之ヲ總括シテ「スタンダード」會社又ハ「スタンダード」系ト呼稱スルコトトセリ右「スタンダード」系親會社左ノ如シ

(一) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、ニウ、ジャージー」

(二) 「ソコニー、ヴァキユーム、オイル、カムバニー」

(三) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、インディアナ」

(四) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、カリフォルニア」

(五) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、オハイオ」

(六) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、ケンタキー」

(七) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、ネブラスカ」

(八) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オヴ、カンサス」

二、「スタンダード」會社ハ加奈陀、墨西哥、祕露、「アルゼンチン」、「ボリビア」、「コロンビア」
 「ヴェネズエラ」、蘭領東印度、羅馬尼、波蘭等ニ於テ産油會社ヲ所有シ又「イラク」、獨逸、「バ
 レスタイン」等ニ於ケル油田開發ニ關與シ又同系會社ヲ通ジ加奈陀、墨西哥、西印度、祕露、
 「アルゼンチン」、「コロムビア」、「キエバ」、蘭領東印度、伊太利、西班牙、佛蘭西、羅馬尼等ニ
 於テ精油事業ヲ經營シ居レリ尙同會社ハ世界ノ一〇%以上ノ石油輸送船ヲ運轉スト云フ（附錄

第六參照)

第二項 「ロヤル、ダッチ、シエル」會社

「ロヤル、タッチ、シエル、グループ」ハ和蘭ノ「ロヤル、ダッチ」會社（現在資本金十億「フロリン」）及英國ノ「シエル、トランスポート、エンド、トレイディング、カムパニー」（現在資本金四千三百萬磅）ノ合同シタルモノナリ「ロヤル、ダッチ」會社（Royal Dutch Petroleum Company）ハ一八九〇年蘭領東印度ニ於ケル石油開發ノ目的ヲ以テ和蘭ニ創立セラレタリ「シエル」會社（Shell Transport and Trading Company）ハ一八九七年英國ニ創立セラレ専ラ石油運輸販賣ニ従事セリ右兩會社ハ一九〇七年合同シテ特殊會社トナリ二ツノ新子會社ヲ組織セリ即「バターフセ」石油會社（Batavische Petroleum Company）及「アングロ、サクソン」石油會社（Anglo Saxon Petroleum Company）之ナリ右新會社ハ「ロヤル、ダッチ」及「シエル」會社ノ資産ヲ繼承シテ兩會社ノ業務ヲ經營スルコトトナリタリ右新會社ニ對スル兩會社ノ出資割合ハ「ロヤル、ダッチ」六〇「バーセント」「シエル」四〇「バーセント」トス是ヨリ曩一九〇三年「ロヤル、ダッチ」及「シエル」兩會社ハ「ロスチャイルド」系資本ト共同シテ「エシアティック」石油會社（Asiatic Petroleum Company）ヲ組織シ以テ共同販賣會社トナシタリ斯克テ現在ニ於テハ「ロヤル、ダッチ、シエル、グループ」ノ事業ハ是等三會社ニ於テ實際經營ニ當リ「バターフセ」社ハ専ラ産油及精油

ヲ分擔シ「アングロ、サクソン」社ハ主トシテ右製産油ノ運輸ニ當リ「エシアティック」會社ハ之ガ販賣ニ従事ス右ノ如ク「ロヤル、ダッチ、シエル」會社ハ「ロヤル、ダッチ」會社及「シエル」會社ノ合同セルモノナルガ前記三會社ノ外數多ノ從屬會社ヲ有シ其ノ投資額ハ三億磅ニ及ベリ右「グループ」ノ資本ハ主トシテ英國系資本ナルガ亦蘭、佛系ノ資本ヲ包含スルモノナリ本論ニ於テハ右系統資本ニ屬スル諸會社ハ總括シテ之ヲ「ロヤル、ダッチ、シエル」會社又ハ單ニ「ロヤル、ダッチ」或ハ「シエル」會社ト呼稱スルコトトセリ

「ロヤル、ダッチ、シエル」會社ハ蘭領東印度ノミナラズ米國、墨西哥、「ヴェネズエラ」、「アルゼンチン」、祕露、英領「ボルネオ」、「トリニダード」、埃及、「ルーマニア」等ニ於テ重要ナル油田ヲ經營シ歐洲及東洋各所ニ精油所ノ設備ヲ有シ其他世界各所ニ貯油所及販賣機關ヲ設置シ居リ他ノ英國資本タル英波石油會社ト提携シテ世界石油業界ニ於テ米國「タスンダード」會社ト對抗シツツアリ

第三項 「アングロ、イランニヤン」石油會社

一九〇一年英人「ダルシー」ハ波斯政府ヨリ六十ケ年ノ期限ニテ北部五州ヲ除ク波斯全土ニ於ケル石油ノ採掘及輸出ノ獨占權ヲ得タリ英波石油會社（Anglo-Persian or Anglo-Iranian Oil Compa-

(iv) ハ右權利ヲ買收シ波斯ニ於ケル池田ノ開發ヲ爲スコトヲ目的トシテ一九〇九年資本金二百萬磅ヲ以テ創立セラレタルモノナルガ一九一四年資本金ヲ四百萬磅ニ増資シ英國政府ハ右ノ中二、〇〇一、〇〇〇磅ヲ所有セルニ至レリ英國政府ガ同會社株式ノ過半数ヲ取得スルヤ同會社ハ英國政府管理下ノ特殊會社トナリ同政府ノ政策ニ基キテ波斯ノミナラズ全世界ニ於ケル石油資源ノ獲得ニ向ツテ進出スルニ至リ現在ニ於ケル公稱資本金二六、五〇〇、〇〇〇磅(拂込二六、一三二、二五二磅)中英國政府ハ普通株ノ五割六分ヲ所有シテ同社支配權ヲ有ス同社ハ波斯ニ於テ石油開發ヲ殆ド獨占セル外「イラク」ニ於ケル採油事業ニ重要ナル地位ヲ占メ居レリ

第四項 蘇聯邦ニ於ケル石油企業

蘇聯邦ハ世界石油產業界ニ於テ特種ノ地位ヲ有セリ即チ同國ハ五ヶ年計畫ノ完成ト共ニ石油ノ大増産ヲ見ルニ至リ前記ノ如ク米國ニ次ギ世界ノ大産油國トナリ一九三五年ニハ約一億七千萬「バレル」ヲ産出シ國內消費一億二千三百萬「バレル」ヲ差引クモ尙五千萬「バレル」ニ近キ剩餘ヲ有スルノ状態ニシテ同國石油ノ供給ハ世界石油需給關係上重要ナル要素トナレリ然ルニ同國ニ於ケル石油企業ハ概ネ國營事業タルノミナラズ石油ノ販賣モ又國家ノ管理スル處ナリ故ニ同國ガ海外市場ニ於テ石油ノ濫賣ヲ實行セバ油價ノ混亂ヲ來シ同國ノ商敵タル「スタンダード」

社及「シェル」社等ノ最モ苦痛トスル所ナリ蘇聯邦ハ嘗テ舊帝政時代ニ同國內巨額ノ石油投資ヲ爲セル英米系ノ利權ヲ沒收シテ總テ石油資源ヲ國有トナシタルガ其ノ當初ニ於テハ資本ノ缺乏ノ爲メ石油企業ハ甚ダ振ハズ因テ外國資本ニ對スル利權許與ニ依リテ之ガ開發ヲ計ラントセルモ後ニ其ノ方針ヲ改メテ重要石油資源ハ總テ之ヲ國營企業ト爲スコトトナシタリ而シテ其ノ製產品ヲ海外市場ニ濫賣シテ「スタンダード」「シェル」系統ノ商敵ニ對抗シタリシガ其ノ後英米等ノ蘇聯邦承認ト同時ニ前記諸會社トノ間ニモ賣買契約ヲ締結シテ同會社ヲ通ジテ其ノ製產品ヲ歐洲阿弗利加近東方面ニ供給スルト共ニ其他ノ諸外國會社ト個々ニ契約シテ自國產品ヲ賣捌クノ外自ラ直接之ヲ海外ニ供給シ居レリ

一九三五年十二月十五日ノ紐育「タイムズ」ハ「ソコニー、パキューム」石油會社ト蘇聯邦間ニ石油販賣契約ノ成立セルコトヲ報ジ大要左ノ如ク論ゼリ

(一) 「ソコニー」ハ「ラシアン、オイル、トラスト」トノ間ニ一九二六年度ノ近東方面ノ需要ヲ充ス爲メ石油約五十萬「バレル」價格百萬弗ノ賣買契約ヲ締結セリ

(二) 右契約ノ成立ハ「インターナショナル、オイル、グループ」ト蘇聯邦トノ石油一手販賣契約ニハ何等ノ支障ナキモノト信ゼラル但「インターナショナル、グループ」側トノ交渉ハ目下歐洲

ニ於テ行ハレ居レリ其ノ成否ハ全然經濟上ノ取引トセバ成立容易ナランモ歐洲諸國政府ハ「カ
ルテル」ノ成立ヲ獎勵シ居リ石油ハ政治ト密接ノ關係アルガ故此ノ種廣汎ナル契約成立ノ爲ニ
ハ相當時日ヲ要スト見ラル

(三) 「ソコニー」ノ契約成立ハ蘇聯側ト同社側トノ感情好轉ヲ示スモノナリ

第三章 主要列強ノ石油政策

第一款 英 國

一、英本國ニ於テハ多少ノ産油ヲ見ルモ國內需要ニ比スレバ言フニ足ラザルヲ以テ其ノ消費量ノ
殆ド全部ヲ輸入ニ仰ギ居ルノ状態ナリ英國輸入ニ從事スル石油會社ハ「ロヤル、ダッチ、シエル」
會社英波石油會社及「スタンダード」會社トス英國ハ嘗テ石油需要ノ大部分ヲ米國及墨西哥ヨリ
輸入セルガ漸次波斯及蘭領西印度ヨリノ輸入ヲ増加シ一九三五年ニ於ケル製油輸入額八千二十
萬「バレル」中三千六百四十萬「バレル」ヲ右兩地ヨリ輸入シ米國及墨西哥ヨリノ輸入ハ
僅ニ千三百四十萬「バレル」(中米國八百十萬)ニ過ギズ又原油輸入額合計一千四百二十五
萬「バレル」中九百二十四萬「バレル」ヲ「イラク」、墨西哥及「イラン」ヨリ又三百十四
萬「バレル」ヲ祕露及「ヴェネズエラ」ヨリ輸入セリ

二、英本國ニ於ケル石油ノ開發ハ總テ政府事業又ハ政府ノ嚴重ナル管理下ニ在リ外國人ニ對シ英
國ニ於ケル石油採取會社ノ利益ヲ商務省ノ許可ナクシテ讓渡スルハ違法トス英國政府ハ國內ニ

於ケル「オイル、シエール」ノ採取ニ努力スル外代用燃料ノ生産ヲ獎勵シ石炭液化工業ノ爲ニハ補助金ヲ支出セリ

三、一九一四年當時ノ海軍大臣「チャーチル」ノ主唱ニ依リ英國政府ハ英波石油會社ノ持株ノ過半數ヲ買收シテ同社ヲ管理スルニ至リ之ヲ通ジテ其ノ石油政策ヲ實行スルコトトナリタルガ同國政府ハ自國海軍用トシテ波斯及「トリニダート」ニ於ケル石油ヲ保留セルノミナラズ印度「ピルマ」及「イラク」等ニ於ケル採油ニ對シテモ英波系會社ヲ通ジテ支配力ヲ及ボセリ歐洲大戰後英國政府ハ其ノ石油政策トシテ大體左記趣旨ノ方針ヲ採用セリ

(一) 英帝國ノ有望ナル石油領域ニ於テハ石油ニ關スル利權ノ獲得乃至開發ニ付キ外國人ヲ排斥スルコト

(二) 英波石油會社ニ對スル支配權ヲ確保スルコト

(三) 英國石油會社ノ株式ヲ外國人ニ讓渡スルコトヲ阻止スルコト

敍上ノ方針ニ則リ英帝國ニ於テハ各自治領ハ石油ニ關シ各自ノ立法權ヲ保留スルガ故ニ各自治領政府ニ之ヲ任セルモ直轄植民地ニ於テハ概ネ特別ノ法律ニ依リ或ハ英國人又ハ英國會社ニ對スル獨占權ノ附與ニ依リ外國人又ハ外國會社ニ對スル石油開發ノ途ヲ閉鎖セリ即チ英領「ボル

ネオ」、英領印度、「トリニダート」等ノ重要石油領域ハ之ヲ英國人ノ開發ニ保留シ英領西印度、英領「ニウ、ギニア」「ゴールド、コースト」、「ニヂェリア」、「ローヂシア」等ニ於テモ亦石油開發ニ關シ外國人ヲ排斥セリ

英國政府ハ嘗テ「シエル」會社ガ英波石油會社ノ英國政府持株ヲ買收セントセルニ際シ軍事用ノ石油ハ國家ノ勢力下ニ置クヲ要ストノ理由ニテ之ヲ拒絕セリ又「イラン」政府ト英波石油會社トノ交渉問題ハ直チニ英國「イラン」間ノ外交問題トシテ處理セララルル等英國ガ自國海軍用トシテ波斯油田ヲ確保スルノ熱心ヲ推知スルニ足ルベシ英國ハ英波石油會社ノミナラズ亦自國系資本ノ會社ヲ通ジテ海外油田ノ獲得ニ努力シ即チ前記「サン、レモ」協定ニ依リテ佛國ト共同シテ「イラク」、「ルーマニア」等ニ於ケル油田ノ開發ニ關スル利權ヲ獲得セル外「シエル」會社ヲ通ジテ蘭領東印度、墨西哥、「ヴェネズエラ」等ノ重要油田ノ開發ニ當ラシメツツアリ前記英波會社、「シエル」會社及其他ノ英國系會社ハ一九三五年米國、墨國、「ヴェネズエラ」、祕露、蘭領東印度、羅馬尼、埃及、「イラン」、「イラク」、「トリニダート」、印度、英領「ボルネオ」等ニ於ケル採油事業ヲ通ジテ約二億六千萬「バーレル」ノ原油ヲ採取シ同年度世界產油額ノ約十六「パーセント」ヲ占メタルガ英國系資本ハ蘇聯邦、米國及墨西哥ヲ除キ世界豫想未開發石

油資源ノ約七十五「パーセント」ヲ確保セリト言フ

五六

第二款 米 國

第一項 對 內 政 策

一、米國ハ世界原油産額ノ六〇「パーセント」ヲ産出スト雖モ右ト殆同額ヲ國內ニ於テ消費スル外多少ノ製品ヲ輸出スルガ故ニ亦墨西哥、南米等ヨリ主トシテ原油及重油ヲ輸入ス

二、一九一二年國內生産稍減少ノ傾向ニ在リタル頃石油ノ濫費ニ對シテ保存ノ必要唱道セラレタル結果種々ノ保存方法講ゼラレタルガ州當局ハ或ハ「エーカー」當リ開鑿數ヲ制限シ或ハ採油量ニ制限ヲ加ヘ又ハ油田ノ共同開發ヲ實行セシムル等ノ生産統制ヲ爲セル外各州ニ於ケル統制ニ關スル立法ノ區々タル缺陷ヲ補ハンガ爲メ最近ハ主要油田州間ニ州際石油協定ヲ締結シテ州際石油委員會ヲ設置シ各州間ノ無制限ナル競争ヲ避ケ以テ石油ノ濫掘ヲ防止シツツアリ且右ニ加フルニ聯邦政府ハ内務省鑛山局ヲ通ジテ毎月全國需給狀況ヲ調査シテ各州別割當生産額ヲ「レコメンド」シ州當局ニ協力スルト共ニ固形燃料、燃料油及揮發油ノ生産其ノ他ノ鑛業ニ關スル化學的及技術的ノ調査ヲ爲シ個人竝ニ地方團體ニ協力ヲ與ヘ居レリ

但シ敍上ノ制限以外ニハ排「トラスト」法ニ依ル一般的禁止條項ヲ存スルモ特ニ國防上ノ見地ヨリ石油業ニ對シ制限ヲ加フル處ナシ蓋シ米國ハ石油ニ付キ戰時ニ於テ自給自足ヲ計リ得ル國家タルガ故ナリ

三、米國ニ於テ經濟的ニ必要トスル最少限度ノ石油貯藏量ハ需要（國內消費及輸出量）ノ百二十日分タル原油二億「バレル」揮發油三千五百萬「バレル」重油七千萬「バレル」燈油八千萬「バレル」ト推算セラレ右貯藏設備トシテハ原油ヲ貯藏スルニハ輸送管ノ外輸送管終點及油田地方ニ於ケル貯藏「タンク」及精油所トス又精製品ノ貯藏ニハ精製所ニ於ケル貯藏設備ノ外國内如何ナル村落ニモ揮發油及機械油ヲ配給スル元賣捌場（「バルク、プラント」）ニ於ケル「タンク」ノ設備アリ一九三六年六月三十日現在合衆國內貯藏量、原油三億一千四百萬六千「バレル」、揮發油七千三百二十萬六千「バレル」、ガス、オイル」及重油、一億四百六十九萬八千「バレル」、燈油七百二十九萬六千「バレル」、機械油六百七十九萬九千「バレル」トス

四、米國政府ハ合衆國公有地ニ於ケル石油資源ヲ其ノ海軍用トシテ保留スルノ方針ヲ決定シ一九一二年先ヅ加州ニ於ケル「エルク、ヒルス」油田地（三八、九六九「エーカー」）ヲ初メトシテ

五七

次ノ如ク之ヲ保留セリ加州ニ於ケル「ブエナ、ヴィスタ、ヒルス」(二九、三四一「エーカー」)、「ワイオミン」州ニ於ケル「テイポット、ドーム」(九、四八一「エーカー」)、「コロラード」州及「ユタ」州ニ於ケル「オイル、シエール、リザーヴ」(各四五、四四四及ビ八六、五八四「エーカー」)及ビ「アラスカ」ニ於ケル廣大ナル面積ヲ擁スル「リザーヴ」トス

第二項 對 外 政 策

米國政府ハ從來海外油田ノ獲得ニ付テハ之ヲ「スタンダード」會社其他ノ民間業者ニ一任セルモ世界大戰後歐洲諸強國ノ石油爭奪熱ト國內生産減竝ニ需要増トニ刺戟セラレ石油業者ノミナラズ政府當局者間ニモ漸ク海外油田ノ獲得ニ對スル聲盛ントナレルニ鑑ミ米國政府トシテモ右ニ關シ積極的ニ乘リ出スコトナリタリ即チ米國議會ニ於テハ海外油田ノ獲得竝ニ既得油田ノ保護ニ關シテ政府ヲ鞭撻スル處アリ政府ニ於テモ各國ニ於ケル投資狀況ヲ調査シテ投資ノ便ヲ計ルト共ニ外交機關ヲ通ジ又ハ商務省自ラ民間業者ノ海外石油業投資ニ對シ積極的支援ヲ與ヘタリ

米國政府ノ石油ニ關スル外交政策ハ之ヲ對墨政策ト一般外國ニ對スル政策トニ區別シ得ベシ

一、米國ノ對墨西哥政策

米國ノ對墨政策ハ同國ニ於ケル米國民ノ油田確保ヲ眼目トシ米國民ノ權利保護ニ關スル一般的原則タル門戶開放及機會均等主義トハ其ノ趣ヲ異ニスルモノニシテ既得權ノ保護ヲ名トシ墨國ノ内政ニ干渉セントスルモノナリ

一九一七年墨國大統領「カランザ」ハ同國憲法第二十七條ヲ制定シ土地及石油ノ國有ヲ實行シ且之ヲ溯及的ニ適用セントセリ一九二〇年「カランザ」政府顛覆シテ「オブレゴン」大統領トナレルモ右憲法ノ規定ヲ變更スルニ至ラズ「ウイルソン」及「ハーディング」大統領ヲ通ジ米國政府ハ右ニ對シ極メテ強硬ナル態度ヲ以テ臨ミタリ蓋シ墨西哥ニ於ケル油田ノ大部分ハ私有地ニシテ且右土地ハ石油地トシテ前記憲法ノ條項制定前既ニ「リース」セラレ居リ而シテ右「リース」者ノ大部分ハ米國人ナリシガ故ニ是等土地ヲ溯及的ニ國有トスルコトハ右既得權者タル米國人ニ多大ノ影響ヲ與フルモノナリ米國政府ハ「オブレゴン」政府ヲ承認スル前提トシテ米國人ノ財産ヲ保障スベキコトヲ主張シ墨國政府ニ對シ地下權ノ國有ニ關スル右憲法ノ條項ヲ削除スベキコトヲ要求シタルガ本問題ハ結局米國石油當業者ト墨國政府トノ交渉ニ依リ妥決ヲ見ルニ至リ墨國政府ハ右憲法ノ規定ヲ溯及的ニ適用セザルコトト爲シタリ

二、一般外國ニ對スル政策

一九二五年十一月二十八日ノ「サターデイ、イヴニング、ポスト」紙上ニ於テ「ニウ、ジャーシ
 ー、スタンダード」石油會社々長「ティーグル」(W.C. Teagle)氏ハ、「海外油田ニ於ケル米國活動
 ノ擴張ハ比較的最近ノ事ナルガ其ノ效果的ナリシコトハ一九二四年ニ於ケル含衆國以外ノ原油生
 産總額ノ四〇「パーセント」ガ直接或ハ間接ニ米國民ガ所有スル會社ニ依リ採取セラレタル事實
 ニ依リ判明セン、現在ノ米國油田ノ生産ガ漸減シ石油主要供給地ガ外國ニ移ル場合現石油會社ハ
 スカル急激ナル改革ニ堪ヘ得ルヤ否ヤノ問題アリ右ノ如キ事態ハ極メテ遠キ將來ノ事ナルベキモ
 現産業機關ハ新事態ニ速ニ適應スベキ機能ヲ有ス」トノ趣旨ヲ述ベ米國石油業者ガ海外油田ノ獲
 得ニ進出セルコト及ビ米國ニ於ケル石油供給ノ將來ニ關シ確信アルコトヲ洩セルガ事實「スタン
 ダード」等ノ米國會社ハ墨西哥、祕露、「コロンビア」、加奈陀ニ於ケル採油事業ニ最重要ナル地
 位ヲ確保セルノミナラズ「アルゼンチン」、「ヴェネズエラ」、蘭領東印度、「ルーマニア」、「バレ
 スタイン」、「チエッコ」、波蘭、「バーレン」島、葡領「アングラ」等ニ於ケル油田開發ニ活躍シ又
 「アルゼンチン」、「ヴェネズエラ」、「ポリビア」、加奈陀、祕露、「コロンビア」、玖瑪、墨西哥、
 蘭領西印度、佛國、獨逸、伊太利、羅馬尼、波蘭、「チエッコ」、洪牙利、「ユーゴ」、スラビア、

「バーレン」島、蘭領東印度等ニ於テ精油工場ヲ所有シ一九三五年度ニ於テ「ニウ、ジャーシー」、
 スタンダード」ハ原油一億三千万「バーレル」ヲ蒸溜セリト云フ

右民間業者ノ進出ト相俟ツテ米國政府ハ前記ノ如ク「サン、レモ」協定及「ジャムビ」油田ノ獨
 占權ニ對シ門戶開放機會均等主義或ハ差別的待遇撤廢ヲ理由トシテ抗議スル等常ニ米國會社ノ海
 外進展ニ協力セリ

第二款 蘇 聯 邦

蘇聯邦モ亦米國ト同ジク石油ニ付テハ自給自足ヲ計リ得ルモノナリ同國ハ國內消費増ニモ拘ラズ
 尙生産過剩ニシテ産油ヲ歐洲近東方面ニ輸出シ居ルノ状態ナリ但シ現在産油ノ八十五「パーセン
 ト」以上ハ裏海沿岸高加索地方ノ邊境地帯ニ在ル油田ヨリ採取スルガ故ニ非常時ニ於テ其ノ防禦
 ト輸送トノ問題ハ蘇聯邦ノ苦慮スル處ナリ從ツテ同國ハ前記ノ如ク「ハバロフスク」ニ精油工場
 ヲ設ケ北樺太ノ産油ヲ精製シテ「バクー」油ニ代ヘ以テ極東ニ於ケル需要ニ充當スルノ方策ヲ採
 リタルガ他面又未開發油田ノ開發ニ着手スルト共ニ南部油田ヨリ「モスコ」等ノ需要地ニ對ス
 ル輸送機關ノ設備ヲ計畫シツツアリ而シテ同國政府ハ國內重要石油資源ハ總テ國家ニ保留シ且石

油事業ハ國營トシテ之ヲ外國資本ニ開放セザルノ方針ヲ維持シツツアリ

第四款 獨逸

獨逸ノ一九三五年原油産額ハ二、一八七、〇〇〇「バーレル」ニシテ國內消費ノ十分ノ一ニ足ラズ
同年度製品輸入額ハ同國政府統計ニ依レバ（單位米噸トス）揮發油百二十二萬四千、「ガス、オイル」八十八萬三千、機械油四十三萬七千、「フェーエル、オイル」三十二萬六千、殘滓油三十萬五千、「アスファルト」五萬九千、燈油七萬五千等ナリ獨逸ハ國內産油ニ乏シキノミナラス大戰ノ結果「アルサス」地方及植民地ヲ失ヒテ石油供給ノ途ヲ斷タレ居ルガ故ニ一朝有時ノ際ハ痛切ニ石油ノ必要ヲ感スル次第ナリ嘗テ歐洲大戰當時獨逸ハ石油ノ缺乏ニ依リ飛行隊ノ活動ヲ制限セララルノ止ムナキニ至レル結果多大ノ犠牲ヲ拂ヒテ「バクー」ヲ占領セント企テ亦國內ニ於ケル代用燃料ノ研究製造ニ努力セリ斯ルガ故ニ現在獨逸政府ハ代用燃料トシテ合成「ガソリン」ノ製造及「アルコール」ノ混入等ノ政策ヲ實施シ居レリ即チ同國ニ於ケル合成「ガソリン」ノ製造年額ハ九十萬噸ニ達シ右ハ獨逸最大ノ染料「トラスト」タル「ファーベン、インダストリー」及ビ「ブランチコーレナ、ベンジン」會社ニテ製造シ居リ亦右合成「ガソリン」販賣ノ際ハ「ベンゾール」又ハ「アルコール」一〇「パーセント」ヲ混入スルガ故ニ右代用燃料ハ同國自動車「ガソリン」消費量年額二百五十萬噸ノ約半ヲ占ムト云フ

第五款 佛蘭西

一、佛國ハ「アルサス」ニ於ケル「ペシエルブロン」油田アルモ其ノ國內産油ハ僅カニ年額五十萬「バーレル」ニ過ギズ國內消費ノ大部分ハ輸入ニ俟ツモノナリ佛國燃料局發表ノ統計ニ依レバ一九三五年同國石油輸入額六、六一〇、〇〇〇噸ニシテ右ノ中原油輸入額ハ五、六二一、〇〇〇噸トス

二、歐洲大戰中佛國ハ「石油ノ一滴ハ血ノ一滴」ト稱シタル程石油ノ貧困ニ對シ苦キ經驗ヲ嘗メタリ然レバ佛國政府ハ佛國植民地ニ於ケル石油開發ニ關シ著ク排他的政策ヲ採ルト同時ニ外國ニ於ケル石油資源ノ獲得ヲ以テ大戰以來ノ方針トセリ

佛國法律ニ依レバ本國ニ於ケル石油探掘ハ政府ノ管理スル處ニシテ土地所有者ハ試掘權ヲ有スルモ試掘會社ハ佛國法律ニ依リ組織セラレザルベカラズ又探掘ハ政府ノ「コンセッション」ヲ得ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス政府ハ探掘地域ノ地位及面積ヲ決定スルノ權限ヲ有ス、佛植民地又

ハ委任統治地域タル「モロッコ」「アルジェリア」「チュニス」「マダガスカル」中央「アフリカ」「カレドニア」「シリア」「ギアナ」等ニ於ケル石油開發權ハ總テ政府ノ許可ヲ要スルカ或ハ政府ノ管理スル處ニシテ右許可ハ佛國人又ハ佛國法律ニ基キ組織セラレタル會社ニノミ之ヲ與フル方針ナリ

三、佛國政府ハ石油業法ニ基キ國內輸入及ビ製油業ノ統制竝ニ貯油義務ヲ實施シ油槽船、貯藏所等ニ付キ自國石油業者ヲ保護シ且一九二〇年ニハ液體燃料局ヲ設置シテ代用燃料ノ研究發達ヲ獎勵シ國內ニ於テ販賣スル「ガソリン」ニハ一〇「バンセント」ノ「アルコール」ヲ混合スベキ命令ヲ制定スル等石油供給確保ノ策ヲ講ジタリ

四、從來佛國ハ米國、「ルーマニア」、「メキシコ」、蘇聯邦等ヨリ石油ノ供給ヲ仰ギ而シテ之ガ衝ニ當レル會社ハ主トシテ「スタンダード」及「ロヤル、ダッチ」會社ニシテ就中「スタンダード」社ハ佛國ニ於ケル石油供給ノ大部分ヲ管理セル處佛國政府ハ之ヲ改メ自國資本ト關係アル「ロヤル、ダッチ」會社ニ其ノ供給ヲ仰グニ至リ今ヤ輸入ノ大部分ハ「ロヤル、ダッチ」會社及自國會社ノ占ムル處ナリト云フ而シテ佛國政府ハ國內精油工場及貯藏所ノ擴大ニ努力シ一九三〇年頃迄ハ國內製油量皆無ナリシモノガ現在ハ國內用及輸出用製油ノ八十五%ヲ生産シ輸入ハ原

油ヲ中心ト爲スニ至レリ

五、佛國政府ハ右ノ如キ國內政策ヲ採用スルト共ニ海外油田開發ニ進出シ一九二〇年「サン、レモ」協定ノ結果「イラク」「ルーマニア」等ノ石油業ニ關與セリ一九二四年「モスール」油田ノ佛國配分ニ參加センガ爲メ政府ノ主唱ニ依リ佛國石油會社(資本金四億七千五百萬「フラン」)創立セラレタルガ佛國政府ハ其ノ林式ノ三十五%ヲ所有スト云フ亦一九二二年佛國ト波蘭トノ石油協定ニ依レバ兩國政府ノ指定スル佛國石油會社ハ波蘭ノ石油ヲ自由ニ輸出シ得ベク但シ波蘭政府ハ國內需要ニ必要ナル量ヲ決定スルノ權利ヲ有スルコトナリ居レリ右ノ外佛國資本會社ハ「ガリシア」「チエッコ」「ルーマニア」ニ於ケル産油業ニ從事シ又「コロンビア」ニ於ケル利權ヲ獲得セリ

斯クテ佛國政府ハ佛本國、「ルーマニア」、「イラク」、波蘭、「チエッコ」等ニ於ケル産油額中約一千五百萬「バレル」ヲ支配シ且「シリア」ヲ通ジ波斯ヨリ地中海ニ輸送セラルル石油ノ二十五「パーセント」ヲ限度トシテ英國ヨリ之ガ供給ヲ受クルノ地位ニ在リ

第六款 伊 太 利

伊太利ハ國內產油ハ云フニ足ラズ石油供給ハ殆ド全部外國ヨリノ輸入ニ依存スル次第ニシテ主トシテ米國、蘇聯邦、「ルーマニア」等ヨリ輸入セリ但シ同國ハ「アビシニア」ヲ併合セルコトニ依リ將來ハ同地ニ於ケル油田ノ開發ニ依リ國內資源ノ缺乏ヲ緩和スルヲ得ベシ一九三五年對「アビシニア」紛爭ニ關聯シ國際聯盟ハ同國ニ對シ石油制裁ヲ實行セント企圖スルヤ伊太利政府ハ聯盟國ノ石油封鎖ニ對シテハ武力ヲ以テ抗ズベシト迄威嚇スルニ至リ結局制裁ハ實行セラレザリシガ伊國ハ右ノ如キ狀態ニ鑑ミ國內石油ノ貯藏ニ努力スト同時ニ代用燃料ノ生産増加ヲ計ル等ノ舉ニ出デタリ同國政府ハ「ルーマニア」南米、「イラク」等ニ於ケル油田ノ獲得ニ付キ民間ヲ指導セルノミナラズ自ラ之ニ關與スルノ態度ヲ採リ居レリ

第七款 和 蘭

和蘭ハ本國ニ於テハ產油ヲ見ザルモ植民地ニ於テ重要油田ヲ有ス其ノ政策ハ甚ダ排他的ニシテ即チ蘭領東印度ニ於テハ既得私有地ヲ除キテハ石油採掘權ノ許可ヲ外國人ニ對シテ閉鎖シ且「スタ

ンダード」會社ヲ除キ外國會社ニ對スル利權許與ハ成ルベク之ヲ許サザルコトヲ方針トセリ蘭領「ギアナ」ニ於テモ蘭領東印度ト同様ノ政策ヲ持シ居レリ從ツテ蘭領植民地ニ於ケル油田ノ開發ハ「スタンダード」系ヲ除ケバ自國資本ノ參加セル「ロヤル、ダッチ」會社ノ殆ド獨占セル處ト云フモ過言ニアラズ

第八款 日 本

一、本邦ノ原油年產額ハ二百萬「バレル」内外ニシテ國內消費ノ十分ノ一二モ足ラズ其ノ大部分ハ輸入ニ仰グノ狀態ニシテ一九三五年輸入額四、一五六、四〇八疋（一億五千二百七十四萬七千圓）ニシテ價格ニ於テ同年度本邦重要輸入品中棉花、鐵、羊毛ニ亞キ第四位ヲ占メタリ而モ戰時ニ於ケル本邦ノ石油需要ハ專門家ノ計算ニ依レバ年額一千五萬噸ト推算セリ而シテ本邦石油資源ハ内地臺灣ヲ合セテ約十二、三億「バレル」ト見做サレ比較的埋藏量多キモ米國、蘇聯邦等ノ豊富ナル油田ニ比スレバ云フニ足ラズ唯北樺太ニ於ケル油田ノ開發竝ニ滿洲國ニ於ケル代用燃料ハ將來我國ニ於ケル石油供給ノ補ヒトナリ得ベシ
現在本邦ハ主トシテ米國、蘭領東印度、蘇聯邦、英領「ボルネオ」等ヨリ原油及製品ヲ輸入シ

原油ハ本邦内ニ於テ精製シ居レリ而シテ右輸入額ノ過半ハ米國ヨリ輸入スルモノナリ

二、從來日本ニ於ケル石油業ハ當業者ノ自由競争ニ委セラレ僅カニ國內石油ノ採掘ニ關シテノミ
 鑛業法ノ規定ニ依リ日本人及日本法律ニ依リ設立セラレタル會社ニノミ限り之ガ權利ヲ有シタ
 リ從ツテ本邦石油業ニ從事セル諸會社タル日本石油、小倉、三菱、三井、日蘇、「ライジン
 グザン」、「ソコニー、ヴァキユーム」諸會社ノ競争ニ依リ油價ノ安定ヲ見ズ石油市場ハ英米系
 ノ二會社ニ支配セララルルノ狀勢ナリシガ昭和七年（一九三二年）「ガソリン」ノ生産及配給ヲ
 重要産業統制法ノ適用下ニ置キ次テ昭和九年法律第二十六號ヲ以テ石油業法ヲ公布實施シ昭和
 十一年ニハ石油關稅ノ引上ヲ行ヒ茲ニ初メテ本邦石油業界ニ安定ヲ與フルト共ニ石油供給ノ確
 保並ニ國內産業ノ保護ニ對スル政策ニ一步ヲ進メタリ右石油業法ニ依レバ石油ノ輸入及精製ハ
 政府ノ管理下ニ置キ以テ國內業者ヲ保護スルト共ニ石油貯藏義務ヲ規定シテ非常時ノ用途ニ備
 へ且需給ノ調節價格決定ノ權限ヲ政府ニ保留シテ市場ノ動搖ヲ防ギ亦一般消費者ノ需要ヲ顧
 念スル處アラシメタリ（附錄第七參照）

三、本邦ノ如キ現在産額少キ國家ニ於テハ國內産業ヲ保護統制シテ國內資源ノ開發ニ努力スルト
 同時ニ進ンデ海外ニ於ケル油田ノ獲得ニ進出スベキハ論ヲ俟タザルモ又石油代用燃料ノ増産モ

重要ナル政策ト云ハザルベカラズ現在本邦會社ノ外國油田ノ開發トシテハ北樺太ニ於ケル事業
 ガ唯一ナルモノニシテ政府ハ之ニ對シ補助金ヲ交付シツツアリ嘗テ日本石油及三井ハ蘭領「ボ
 ルネオ」ニ於ケル「コンセツション」ヲ買收スル爲メ試掘ヲ爲セルモ産油ヲ見ザリシ爲メ中止
 スルニ至レリ代用燃料ノ製産ニ對シテハ商工省海軍省等ニ於テ之ヲ奨勵シ居レルガ臺灣ニ於ケ
 ル「アルコール」生産及ビ滿洲ニ於ケル「オイル、シエール」製油ヲ促進スルノ要アリ
 其他現在三菱其ノ他ノ會社ハ石炭乾餾、石炭液化、合成「ガソリン」等ノ製造ニ努力シツツア
 ルモ本邦ニ於ケル是等代用燃料ノ生産ハ未ダ創設ノ時代ニ在リ右ニ對シテハ政府ノ保護奨勵政
 策ヲ速カニ實施スルノ要アル次第ナリ

第九款 滿 洲 國

從來滿洲國ニ於テハ石油ニ關スル法令無ク且同國ハ「オイル、シエール」ヲ産出スル外石油ノ産
 出ナカリシ爲其ノ需要ノ九〇「パーセント」ハ外國輸入石油ニ仰ギ從ツテ石油ノ供給ハ外國輸入
 業者（「スタンダード」及「シェル」會社）ノ手ニ左右セラレタリ茲ニ於テ一九三五年四月滿洲國
 ハ石油專賣法ヲ實施スルト同時ニ同國ニ於ケル石油供給ヲ管理スル爲メ滿洲石油會社（資本金五

百萬圓)ヲ設立セルガ右會社ニ對シテハ滿洲國政府及滿鐵及其他本邦會社ニ於テ出資セリ右專賣法ニ依レバ石油ノ製造及輸出入ハ政府ノ許可ヲ要シ其ノ賣買ハ政府ノ獨占トス

右專賣法ノ實施ニ對シ英、米、蘭三國政府ハ九ヶ國條約ヲ引用シテ日本及滿洲國政府ニ抗議セルガ之ニ對スル日本政府ノ回答ハ九ヶ國條約ハ滿洲國成立前ニ調印セラレ滿洲國成立ヲ豫見セルモノニ非ルガ故ニ同國ハ右條約ニ拘束セラレズ從ツテ日本トシテハ之ニ干與スベキ限リニ非ズ且滿洲國ハ建國ニ際シ門戶開放主義ヲ尊重スベキコトヲ聲明セルモ右ハ國際慣例ニ依リ同國ノ獨立ト兩立スヘキモノタルヲ要シ同國ヲ承認セザル國家ニ對シ之ヲ尊重スル必要ナキハ勿論之ヲ承認セル國家ニ對シテモ獨占的排他的性質ノ利益ヲ與ヘントスル趣意ニ非ズトノ趣旨ナリキ

附錄第一

世界石油生産額年表(一)

備考 原油 (Crude petroleum)ノ産額ヲ示ス、單位千「バレル」トス

年次	産額	年次	産額
一九一三年	三八三、五四七	一九二五年	一、〇六六、六〇〇
一九一四年	四〇三、七四五	一九二六年	一、〇七一、三〇〇
一九一五年	四二七、七四〇	一九二七年	一、二六二、五八二
一九一六年	四六一、四九三	一九二八年	一、三二四、七三三
一九一七年	五〇六、七〇三	一九二九年	一、四八六、二〇八
一九一八年	五一四、七二九	一九三〇年	一、四七一、〇〇〇
一九一九年	五四八、八八九	一九三一年	一、三五五、四七〇
一九二〇年	六九四、八五四	一九三二年	一、二九六、七三七
一九二一年	七六七、七六〇	一九三三年	一、四一七、五三四
一九二二年	八四一、九八九	一九三四年	一、五五二、二四三
一九二三年	一、〇一八、九〇〇	一九三五年	一、六四二、三三六
一九二四年	一、〇一三、六〇〇		

世界原油生産額年表(二)

備考 原油ノ産額ヲ示ス、單位一千「メートル」聽トス

年次	産額	年次	産額
一九二五年	一四八、八〇五	一九三一年	一八九、二三一
一九二六年	一五二、八三一	一九三二年	一八〇、一三七
一九二七年	一七四、七四六	一九三三年	一九六、八三六
一九二八年	一八三、八三六	一九三四年	二〇八、九八二
一九二九年	二〇五、八九七	一九三五年	二二六、一一九
一九三〇年	一九六、〇八九		

附録第二

世界石油國別生産額表(一)

備考 原油 (Crude petroleum) ノ生産額ヲ示ス、單位千「バレル」(1000 Barrels) トス

年次	「アル」 「セ」 「ン」 「ム」 「ビ」 「チ」 「ン」 「ア」	北米 合衆國	英領 印度	蘭領 東印度	「メ」 「キ」 「シ」 「コ」	祕露	「イ」 「ラ」 「シ」 「ヤ」	波蘭	「ル」 「マ」 「ニ」 「ア」	「ト」 「リ」 「ニ」 「ト」	蘇聯邦	「ゲ」 「ネ」 「エ」 「ラ」
一九一三年	一三一	二四八、四四六	七、九三〇	一一、七三二	二五、六九六	二、一三三	一、九〇〇	七、八八八	一三、五五五	五〇四	六二、八三四	—
一九一四年	二七六	二六五、七三三	七、四一〇	一一、五五五	二六、三三三	一、九一八	—	五、〇三三	一一、八七七	六四四	六七、〇二一	—
一九一五年	五二六	二八一、〇四四	八、二〇三	一二、〇〇二	三三、九九一	二、四八七	—	四、一五九	一二、〇三〇	六七五〇	六八、五四八	—
一九一六年	七九七	三〇〇、七三七	八、四九一	一二、五四九	三九、八七二	二、五五一	—	六、四六二	一八、九四五	九二九	七三、八〇一	—
一九一七年	一一四五	三三五、三三六	八、〇七九	一二、三九九	五五、二九三	二、五三三	—	五、九六五	三、七二一	一、六〇二	六九、九六〇	—
一九一八年	一、三三二	三五五、九六八	八、〇〇〇	一二、三九〇	六三、八二八	三、四九八	—	五、五九二	八、七〇〇	二、〇八二	四〇、四五六	—
一九一九年	一、五〇四	三七八、三三七	八、四五四	一五、一九〇	八七、〇七三	二、五六一	—	六、二五五	六、五八八	二、七八〇	三四、二四四	—
一九二〇年	一、三六七	四四三、九元	七、五〇〇	一七、五五元	一六三、五四〇	二、八八七	—	五、六〇六	七、四三三	二、〇八三	二五、四三〇	—
一九二一年	一、七四七	四七二、一八三	六、八六四	一六、一五〇	一九三、三九八	三、六九九	—	三、一六七	八、三六八	二、三五四	二九、一五〇	—
一九二二年	二、一〇〇	五五一、一九七	六、五〇〇	一九、〇〇〇	一八五、〇五七	三、九〇〇	—	三、三〇〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三〇、〇〇〇	—
一九二三年	三、四〇〇	七三三、四〇〇	八、三〇〇	一九、九〇〇	一四九、六〇〇	五、七〇〇	—	二八、八〇〇	五、四〇〇	一〇、九〇〇	三九、二〇〇	—

世界石油國別生産額表(二)

備考 原油ノ産額ヲ示ス、單位千「バレル」、米國內務省鑛山局調査ニ依ル

	一九三四年	百分率	一九三五年	百分率
北米合衆國	九〇八、〇六五	五九・七	九九三、九四二	六〇・五
蘇聯邦	一七七、一九九	一一・六	一七六、六八八	一〇・七
「ウエネズエラ」	一三六、一〇三	八・九	一四九、一一三	九・一
「ルーマニア」	六二、〇六三	四・一	六一、三七一	三・七
「イラン」	五七、八五一	三・八	五七、三〇四	三・五
蘭領東印度	四六、九二五	三・一	四七、一三一	二・八
「メキシコ」	三八、一七二	二・五	四〇、二三五	二・四
「イラク」	七、六八九	〇・五	二六、五〇〇	一・六
「コロムビア」	一七、三四一	一・一	一七、六〇〇	一・一
祕露	一六、三一四	一・一	一六、八四〇	一・一
「アルゼンチン」	一四、〇二四	〇・九	一四、二五三	〇・九
「トリニダード」	一〇、八九四	〇・七	一一、六七九	〇・七
英領印度	一〇、五〇三	〇・七	九、二二七	〇・六
英領「ボルネオ」	五、一四〇	〇・三	四、九七三	〇・三
波蘭	三、八〇八	〇・三	三、八〇八	〇・三

	一九三四年	百分率	一九三五年	百分率
獨逸	二、一八七	〇・二	二、九八三	〇・二
日本	一、八四三	〇・一	一、九〇〇	〇・一
「エクアドル」	一、六三七	〇・一	一、七三二	〇・一
加奈陀	一、四一七		一、四三〇	
「バレーン」島	二八五		一、二六五	
埃及	一、五四六		一、二二〇	
佛蘭西	五五七		五三五	
「チエッコ・スロヴァキア」	一七八	〇・三	二〇〇	〇・四
「ポリアビア」	一五九		一六四	
伊太利(推定)	一五一		一二五	
其他諸國	九六		一一六	
世界合計	一、五五二、二四三	一〇〇	一、六四二、三三六	一〇〇

世界石油國別生産額表(一)

備考 單位千「メーター」越トス、括弧内ハ假定數トス、國際聯盟年次統計ニ依ル

年次	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
亞弗利加	一八二	二七四	一六	二六	二七五	二六七	二九〇	二七三	二九
「アルゼリア」	二	一	一	一	三	二	一	一	一

埃及	一八〇	一七三	一八五	二六八	二七三	二八五	二八九	二七一	二三八
北亞米利加	一〇一、六五五	一〇六、五三二	一一三、五七七	一二三、六七一	一三八、二四四	一二三、三〇八	一六六、八七七	一〇七、七六六	一二三、六七九
加奈陀	四三	四七	六一	七九	一四〇	一九一	一九四	一三一	一四四
合衆國	一〇四、六三三	一〇六、四四四	一一三、四八六	一二三、五九二	一三八、〇〇四	一二三、二一七	二二六、六三三	一〇七、六四五	一二三、五三五
中央亞米利加	一八、三三六	一四、四九五	一〇、五五五	八、七三四	七、九七七	七、三三九	六、〇五五	六、二六七	六、四三三
「メキシコ」	一七、六六六	一三、七五八	九、七二八	七、五八五	六、七〇〇	五、九二四	四、九三四	四、八四二	五、〇八七
「トリニダート」	六〇	七七七	七九七	一、三三九	一、二二七	一、三三五	一、三七七	一、四二五	一、三四五
南亞米利加	五、七五五	八、七七七	一三、七五三	二二、三三九	二六、〇九四	二六、二四四	二三、〇六六	二三、六六八	二三、三〇〇
「アルゼンチン」	九四	一、四三三	一、三三三	一、三三三	一、三六五	一、三〇一	一、六八九	一、八八七	一、九五二
「ボリビア」	—	—	—	—	—	七	三	五	(一四)
「コロムビア」	一四四	九三〇	二、一四四	二、八四一	二、九二一	二、九〇五	二、五四二	二、二八八	一、八三四
「エクアドル」	二三	三〇	七六	一五四	一九六	二二一	一五〇	二二八	三三〇
秘露	一、三〇〇	一、四三七	一、三四一	一、五九二	一、七七七	一、六五六	一、三四〇	一、三三三	一、七六一
「ヴェネズエラ」	二、八六五	五、二〇七	八、九六九	一五、三九一	一九、八四五	二〇、一五四	一七、一九三	一六、九〇七	一七、四八三
亞細亞	九、七六〇	九、八六四	一一、一五四	一二、四六六	一三、一八〇	一三、九二九	一二、六九四	一三、五七五	一四、四三三
英領「ボルネオ」	六三三	七三三	七二二	七五一	七六〇	六九九	五五五	三九〇	三六
英領印度	一、六三三	一、二六六	一、二一九	一、三三九	一、三三〇	一、四四九	一、二三五	一、三三九	一、三三九
蘭領東印度	三、〇六六	三、〇一八	三、六九四	四、三〇八	五、三三九	五、五三一	四、六九八	五、〇三九	五、五二七

「イラクル」	—	—	四五	九五	一二二	一二二	一三〇	一五五	一五五
「イラン」	四、六五三	四、七五九	五、三三六	五、七六三	五、五四九	六、〇三四	五、八四三	六、五四九	七、〇〇〇
日本及臺灣	二六六	二四八	二四八	二七〇	二八一	二八五	二七三	二二七	二〇〇
蘇聯	七、四八三	八、八二二	一〇、九七七	一二、三二六	一四、四七七	一八、三六六	二二、三三四	二二、四四〇	二二、四四〇
歐羅巴	三、三〇四	四、三三九	四、五八四	五、二二一	五、七一〇	六、七三六	七、七二五	八、二五五	八、三〇一
獨逸	七九	九五	九五	九二	一〇三	一七四	二二九	二三〇	二三九
佛蘭西	六五	六七	七三	七四	七五	七六	七四	七五	七九
伊太利	八	五	六	六	六	八	一六	二七	二七
波蘭	八二二	七九六	七三三	七四三	六七五	六六三	六三〇	五五七	五五二
「ルーマニア」	二、三二七	三、二四四	三、六六九	四、二八二	四、八三七	五、七九二	六、七五六	七、三四八	七、三八七
「チエッコ」	二五	二三	一六	一四	一四	二三	二〇	一八	一八
世界合計	一四八、八〇五	一五二、八三二	一七四、七四六	一八三、八三六	二〇五、八九七	一九六、〇八九	一八九、二二一	一八〇、一三七	一九六、八三六

世界石油國別生産額表(四)

備考 原油ノ産額ヲ示ス、單位千噸(1000 metric tons)トス、比率ハ世界産額ニ對スル百分比ヲ示ス、
「オイル・ニクス」調査ニ依ル

國別	一九三五年	%	一九三四年	%
北米合衆國	一三五、四八七	五九・九	一二三、六九三	五九・二

蘇 聯 邦	二四、〇〇五	一〇・六	二四、一五一	一一・五
「ツエネズエラ」	二二、二一一	九・八	二〇、四二七	九・八
「ルーマニア」	八、三五九	三・七	八、四七三	四・一
「イラシ」	七、四八〇	三・三	七、五三七	三・五
蘭領東印度	六、〇〇〇	二・七	三、九七一	二・八
「メキシコ」	五、九五六	二・七	五、六一四	二・七
「イラク」	三、五五〇	一・六	八六一	〇・四
「コロムビア」	二、六四三	一・二	二、四七七	一・二
「ペルー」	二、四二九	一・一	二、三一六	一・一
「アルゼンチン」	二、一二九	〇・九	一、九九五	一・〇
「トリニダード」	一、六七二	〇・七	一、五八三	〇・八
英領印度	一、四〇六	〇・六	一、二九〇	〇・六
英領「ホルネオ」	六七一	〇・三	六六〇	〇・三
「ポーランド」	五一五	〇・二	五二九	〇・三
獨逸	四二五	〇・二	三一五	〇・二
日本	二五七	〇・一	二四五	〇・一
「エクスドル」	二四三	〇・一	二五九	〇・一
「カナダ」	一八七	—	一八九	—

埃 及	一八〇	—	二一一	—
「バレン島」	一七一	—	三六	—
其 他	一四三	—	一五〇	—
合 計	二二六、一一九	一〇〇・〇	二〇八、九八二	一〇〇・〇

附録第四

油價累年高低表

備考 米國ニ於ケル原油（「パーレル」ニ付單位弗）及揮發油（「ガロン」ニ付單位仙）ノ當該年度ニ於ケル最高及最低値段ヲ示ス、最下欄ハ米國五十重要都市ニ於ケル揮發油給油所渡（「ガロン」ニ付單位仙）ノ平均値段ヲ示ス、一九三四年以降ハ「ペンシルバニア」揮發油（58°—60°）「シカゴ」揮發油（58°—60°）ノ値段（「ガロン」ニ付單位仙）ヲ示ス

年次	「ペンシルバニア」原油（上質）		「カリフォルニア」原油（23:10—20:50）		「ペンシルバニア」製油所渡揮發油（60°—62°）		「シカゴ」製油所渡揮發油（60°—62°）		重要都市揮發油給油所平均
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
一九二六年	三九〇	三二五	一四〇	一二六	一五二五	一三二五	一二七五	一〇二五	—
一九二七年	三四〇	二六〇	一四〇	〇九〇	一三二五	九〇〇	一〇二五	六五〇	—
一九二八年	三八五	二八〇	一〇五	〇九〇	一三二五	八七五	一〇五〇	六六二	—
一九二九年	四一〇	三〇五	一〇五	〇六〇	一一〇〇	八五〇	九七五	七二五	—
一九三〇年	三〇五	一八五	一二一	一〇五	九〇〇	七〇〇	七七五	四七五	—
一九三一年	二〇〇	一五〇	一二七	〇五〇	七〇〇	四七五	五〇〇	二五〇	一三〇九
一九三二年	二〇二	一七二	〇九三	〇七一	七二二	四〇〇	五二五	二七五	一三三〇

一九三三年	二四五	一二七	〇九四	〇七一	六二五	四五〇	五二五	二〇〇	一二七六
一九三四年	二五五	二〇五	〇九四	〇九四	六〇〇	四五〇	四五〇	二五〇	一三六〇
一九三五年	二三五	一九三	一一四	〇四七	六〇〇	四〇〇	四八七	三二五	一三五五
一九三六年（一月）	二四五	二三〇	〇九六	〇九六	五七五	五二二	五三七	四七五	—

附録第五

世界自動車數最近年表

備考 「ペトロレアム、プレス、サーヴィス」誌所載ニ依ル、單位千トス

世界自動車登録數 (Motor vehicle registrations)

國名	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
北米合衆國	二四、一一五	二三、八四四	二四、九三三	二六、二二一
其他ノ北「アメリカ」	一、二八二	一、二二七	一、三〇四	一、三六二
南「アメリカ」	五七八	五四一	四九一	五三九
歐羅巴	五、七五〇	六、〇五九	六、六四八	七、二二三
亞細亞	三八八	三九八	四一四	四四一
「アフリカ」	三六四	三九五	四一五	四七〇
太平洋	八九〇	八八六	九一九	九七九
世界合計	三三、三六七	三三、三四九	三五、一二五	三七、二三六

附録第六

外國ノ主要石油會社表

第一款 米國系資本石油會社

第一項 舊「スタンダード」系石油會社

「スタンダード」ノ名ヲ冠スル舊同系資本ノ會社ニシテ現在ハ資本的ニ支配關係ナキモ大體ニ於テ各社間ノ勢力範圍ハ定マリ居リ世上舊「スタンダード」系（「オールド、スタンダード、グループ」）ト稱スル諸會社ヲ包含ス

一、「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、ニウ、ジャージー」

登記地 「オハイオ」州、一八八二年、本店紐育

資本金 公稱七億五千萬弗、拂込六億四千六百萬弗

固定資産 十億二千萬弗

營業目的 一九二七年以後實際經營ヲ止メ純然タル持株會社トナル

營業狀況 從屬會社ヲ含メタル一九三五年營業狀況左ノ通

- イ、油井數 一二、三三七(中米國內ノモノ、八、六三三)
- ロ、採油年額 一億六千九百九十萬「バレル」(右ノ中米國內五千八百萬「バレル」)
- ハ、精油所(米國內) 十四工場、一日能力計四十五萬一千「バレル」
- ニ、蒸溜年額 二億四千萬「バレル」(中米國內一億一千萬「バレル」)
- ホ、輸送管 幹線四千二百五十哩、汲取線三千哩、輸送年額一億七千萬「バレル」
- ヘ、油槽船 總噸數百九十萬噸、海上輸送年額一億六千萬「バレル」
- ト、使用人 五萬人

主要從屬會社

- (一) 「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、ニウ、ジアージー」
登記地 「デラウエア」州、登記年一九二七年、本店紐育
資本金 公稱二億五千萬弗(親會社ニテ全額所有)
營業目的 精油竝販賣「ニウジアーシー、スタンダード」會社ガ純然タル持株會社トナリ
實際經營ヲ止メタル際同社ノ營業ヲ引繼グ爲メ設立セラレタリ

主要從屬會社 「トランズコンチネンタル、ペトロリアム、カムパニー、オブ、メキシコ」

- (二) 「ハムブル、オイル、アンド、リファイニング、カムパニー」

登記地 「テキサス」州、登記年一九一七年、本店「ヒーストン」
資本金 拂込一億七千五百萬弗
營業目的 「テキサス」「ルイジアナ」及「ニウ、メキシコ」各地ニ於ケル採油、運輸竝ニ販賣

主要從屬會社 「ハムブル、バイプライン、カムパニー」

- (三) 「コロニアル、ビーコン、オイル、カムパニー」

登記地 「マサチューセツツ」州、登記年一九一九年、本店「エベレット」
資本金 拂込二千二百萬弗(親會社ニテ九十四%所有)
營業目的 精油及販賣

主要從屬會社

イ、「ビーコン、サン、カムパニー」(「ヴェネズエラ」ニ於ケル同名會社ヲ支配ス)
ロ、「ビーコン、トランス、カムパニー、オブ、カナダ」

(四) 「イムペリアル、オイル、リミテッド」

登記所 加奈陀、登記年一八八〇年、本店「トロント」

資本金 拂込七千七百九十萬弗（親會社ニテ七〇%所有）

營業目的 石油業一般

營業狀況 加奈陀全土ニ亙リ販賣所二千ヲ有シ同國主要都市ヲ通ジテ六百七十ノ「ガソリン、ステーション」ヲ運用ス、所有貨車四千輛、船舶二十五隻十八萬噸、海上輸送年額二千八百萬「バーレル」、使用人七千三百人

主要從屬會社

イ、「トロピカル、オイル、カムパニー」（「コロンビア」國ニ於ケル採油ニ從事ス）

ロ、「ローヤライト、オイル、カムパニー、リミテッド」（「イムペリアル、オイル、リミテッ

ド」カ株式ノ七〇%ヲ支配シ加奈陀ニ於ケル採油及精油ニ從事ス）

ハ、「フットヒルス、オイル、アンド、ガス、カムパニー」（「イムペリアル、オイル」ガ株式

ノ八十五%ヲ所有ス、加奈陀ニ於ケル石油業ニ從事ス）

ニ、「インターナショナル、ペトロリアム、カムパニー」（「イムペリアル、オイル」ガ株式ノ

六〇%ヲ支配ス、本店ハ「トロント」ニ在リ祕露ニ於ケル採油ニ從事ス）

(五) 「クレール、ペトロリアム、コーポレイション」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九二〇年、本店「ニウ、ワーク」

資本金 公稱三千五百萬弗、拂込三千四百萬弗

營業目的 「ヴェネズエラ」ニ於ケル油田ノ開發（但シ實地經營ハ「スタンダード、オイル、

カムパニー、オブ、ヴェネズエラ」ニ委任ス）

(六) 「バンアメリカン、フォリン、コーポレイション」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九三二年、本店「ウイルミントン」、資本金公稱四

百十萬弗（親會社ニテ九十六%所有）

營業目的 墨西哥及「ヴェネズエラ」ニ於ケル油田經營、精油販賣

主要從屬會社

イ、「メキシコ、ペトロリアム、カムパニー、オブ、デラウエア」、（本店紐育、資本金六千萬

弗、米國及墨西哥内ニ油田ヲ所有シ「ファステカ」、「ツイスパン」等ノ從屬會社ヲシテ實

地經營ニ當ラシム）

ロ、「ラゴ、オイル、アンド、トランス」(登記地加奈陀、蘭領西印度「アルバ」ニ一日能力十六萬「バーレル」ノ大精油所ヲ經營シ又英國「ラゴ、シッピング、カムバニー」ヲ支配ス)

ハ、「エバノ、アスファルト、ウオーク」(獨逸)「エバノ、アスファルト、ゲセルシヤフト」

(獨)「シアパン、アメリカン、ペトロール、エ、トランスポ」(佛)「エバノ、オイル、

リミテッド」(英)「ペトロリアム、ストーリッジ、アンド、ファイナンス、コーポレイション」

(英)

(七) 「スタンダード、オイル、エキスポーディング、カムバニー」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九二八年、本店紐育、資本金公稱七千七百萬弗(「ハ

ムブル、オイル」「ニウ、ジャージー、スタンダード」「ルイジアナ、スタンダード」「カーター、

オイル」等各部内會社ニテ株式所有)

營業目的 前記諸會社ノ製品ヲ輸出ス

主要從屬會社 「アングロ、アメリカン、オイル、カムバニー」(英國)、「ブリティシユ、アメリ

カン、オイル、カムバニー」(加奈陀)、「アイリツシユ、アメリカン、オイル、カムバニー」

(英)

(八) 「インターナショナル、ハイドロジネーション、カムバニー」

登記地 「リヒステンスタイン」、登記年一九三一年

資本金 「ニュジャージー、スタンダード」「ファーベン、インダストリー」「ロヤル、ダッ

チ、シエル」等ノ合同出資

營業目的 米獨以外ノ諸國ニ於ケル石炭液化精製

(九) 「スタンダード、アイ、ジー、カムバニー」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九二九年

營業目的 石炭液化及精製

營業狀況 「ニウジャージー」州ノ「ベイウエスト」及「ルイジアナ」州ノ「バトンルー

ジュ」ニ工場アリ又「テキサス、シテイ」ニ工場設立中

(一〇) 「スタンダード、オイル、カムバニー、オブ、ルイジアナ」

本店 「ニウオルレアンス」

營業目的 「ルイジアナ」州ニ於ケル精油販賣

(二) 「スタンダード、ヴァキウム、オイル、カムパニー」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九三二年、本店紐育

資本金 公稱一千萬弗（「ニウジャージー、スタンダード」五十%、「ソコニー、ヴァキウム」五十%）

營業目的 極東ニ於ケル採油、精油及販賣

營業狀況 蘭領東印度等ニ油田ヲ經營スルモ之ニ販賣網ヲ備ヘザル「ニウジャージー、スタンダード」ト支那其ノ他東洋方面ノ販賣組織完備セルモ精油場ヲ有セザル「ソコニー、ヴァキウム」トガ其ノ東洋ニ於ケル採油竝ニ販賣ニ關スル一切ノ施設ヲ合併セル結果成立セルモノニシテ「ニウジャージー、スタンダード」ノ蘭領東印度ニ於ケル採油會社「ネザーランド、コロニアル、ペトロリアム」會社及「ソコニー、ヴァキウム」ノ東洋各地ノ支店ハ悉ク新設「スタンダード、ヴァキウム」ノ一部トナレリ合併當時ノ帳簿價格二億萬弗ト傳ヘラレ當時（一九三二年）會社側ノ發表セル營業狀況左ノ通り

イ、勢力地域 世界ノ四分ノ一、人口世界ノ五十四%、三十箇國ニ亘ル

ロ、石油取扱量 年額六千六百萬「バレル」内販賣高千七百萬「バレル」

ハ、採油 日産額二萬五千「バレル」

ニ、製造 鑛工場四十一、製函工場十一

ホ、貯藏 「タンク」千三百、貯藏能力千五百萬「バレル」

ヘ、輸送 汽船艇舟三百六隻、油槽貨車三百八輛、自動車千七十八臺、飛行機二臺

ト、販賣 卸賣設備二、二六一、小賣設備一六、八〇〇、「ガソリン、ステイション」六七

六、代理店三、二八七

チ、使用人 二萬六千七百五十名

リ、支店 主要ナルモノ左ノ通り

「メルボーン」、横濱、上海、香港、「カルカッタ」、「ケープタウン」

二、「ソコニー、ヴァキウム、オイル、カムパニー」

登記地 紐育、登記年一八九九年、本店紐育

資本金 公稱六億弗、拂込四億七千五百萬弗、固定資産四億萬弗

營業目的 石油業一般

營業狀況 本會社ハ「ソコニー」（「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、ニウヨーク」

ク) ト「ヴァキユム、オイル、カムバニー」トガ合併シテ成立セルモノニシテ一九三四年調査營業狀況左ノ通り

イ、油井數 七、九〇三

ロ、精油所 十四工場、一日能力二十五萬七千「バーレル」

ハ、蒸溜年額 七千三百萬「バーレル」

ニ、輸送管 幹線四千四百萬哩、汲取線二千四百哩

ホ、貯油能力 國內七千四百萬「バーレル」、外國四千七百萬「バーレル」

ヘ、所有油槽船 五十隻

ト、使用人 米國內四萬二千人

主要從屬會社

1、「マグノリア、ペトロリアム、カムバニー」(資本金一億八千五百萬弗全額拂込、「ミドコ
ンチネント」ニテ採油及精油シ南部五州ニ販賣ス)

2、「ゼネラル、ペトロリアム、カムバニー、オプ、カリフォルニア」(資本金六千萬弗、「ソ
コニー、ヴァキユム」ニテ全額所有、加州ニテ採油及精油、沿岸五州及「アラスカ」ニテ販

賣ス)

3、「ワダハムス、オイル、カムバニー」(米國中西部四州ニテ販賣ニ從事ス)

4、「ホワイト、イーグル、オイル、コーポレイション」(本店「カンサス」「ソコニー、ヴァ
キユム」ニテ資本金ノ全額所有)

5、「コロムビア」石油會社(「ソコニー、ヴァキユム」ニテ資本ノ七十九%ヲ所有ス、「コロ
ムビア」國ニ租借地ヲ所有ス)

6、「スタンダード、ヴァキユム、オイル、カムバニー」(前掲)

三、「スタンダード、オイル、カムバニー、オプ、インディアナ」

登記地 「インディアナ」州、本店「シカゴ」

資本金 公稱五億弗、拂込三億弗、固定資産三億三千萬弗

營業目的 精油、輸送、販賣、並ニ從屬會社ニ依ル採油、輸送管事業

營業狀況 一九三五年調査左ノ如シ

イ、營業地域 米國中西部十三州

ロ、油田敷地 二十八萬三千「エーカー」

- ハ、油井數 二、一五二
- ニ、採油年額 千九百三十萬「バレル」(「テキサス」及「ルイジアナ」州ヲ採油地トス)
- ホ、精油所 米國內十工場、一日能力二十二萬九千六百「バレル」
- ヘ、蒸溜年額 六千六百萬「バレル」
- ト、「リザーヴ」 三億「バレル」
- チ、輸送管 幹線五千八百哩、汲取線二千六百哩
- リ、販賣組織 元賣捌所四、七七五、「ガソリン、ステーション」七、五七六、小賣捌所二〇、五〇〇
- ヌ、使用人 三萬四千人

主要從屬會社

- 1、「バンアメリカン、ペトロリアム、コーポレイション」(公稱資本金二千五百萬弗中親會社ハ七十八%ヲ所有ス、米國內ニ於テ石油販賣ニ從事スルト共ニ從屬會社ヲシテ精油、輸送管ヲ經營セシム)
- 2、「バンアメリカン、サザン、コーポレイション」(公稱資本金三百五十萬弗、拂込三百四

十一萬六千弗米國南部諸州ニ於テ販賣ニ從事ス)

四、「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、カリフォルニア」

登記地 「デラウェア」州、登記年一九二六年、本店桑港

資本金 拂込三億二千七百萬弗、固定資産四億四千五百萬弗

營業目的 加州及外國ニ於ケル油田ノ經營、其他石油業一般

營業狀況 加州地方ニ於ケル最強力石油會社ニシテ一九三五年營業狀況左ノ如シ

イ、油 田 米國內百十三萬「エーカー」(内加州四十三萬「エーカー」)米國外百萬「エ

ーカー」)

ロ、輸送管 幹線三百六十七哩、汲取線百八哩

ハ、精油所 一日能力二百七十萬「バレル」

ニ、貯藏所 貯油能力二千八百八十萬「バレル」

ホ、蒸溜年額 一億二千四百「バレル」

ヘ、船 船 遠洋航路船二十三隻、近海航路船十七隻、總容量百七十萬「バレル」海上輸送年額五千八百「バレル」

上輸送年額五千八百「バレル」

ト、使用人 一萬八千人

主要從屬會社

- 1、「カリフォルニア、カムパニー」(米國內ニ於ケル油田經營)
- 2、「スタンダード、ステイション、カムパニー」(米國太平洋沿岸諸州ニ於ケル小賣業)
- 3、「カリフォルニア、ペトロリアム、エクスプロレイション、カンパニー」(「ヴェネズエラ」ニ於ケル油田ノ開發、所有地四萬三千「エーカー」)
- 4、「カリフォルニア、スタンダード、オイル、カムパニー、デ、メキシコ」(墨國內ニ於ケル販賣)
- 5、「リッチモンド、ペトロリアム、コーポレイション、オブ、カリフォルニア」(「コロムビア」國ニ於ケル油田ノ開發、所有地三萬四千「エーカー」)
- 6、「リッチモンド、ペトロリアム、コーポレイション、オブ、メキシコ」(墨國ニ於ケル油田ノ開發、所有地四十三萬「エーカー」)
- 7、「リッチモンド、ペトロリアム、コーポレイション、オブ、ヴェネズエラ」(「ヴェネズエラ」ニ於ケル油田ノ開發、所有地八萬三千「エーカー」)

8、「バーレン、ペトロリアム、カムパニー」(波斯灣内「バーレン」島ニ於ケル油田ノ開發、所有地十萬「エーカー」)

9、「ネーザラランド、バシフィック、ペトロリアム、カムパニー」(亞細亞ニ於ケル油田ノ開發、租借地十萬平方哩)

10、「インターナショナル、ピツミンス、エマルション、コーポレイション」(南米及極東ニ於テ「アスファルト」採取)

五、「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、オハイオ」

登記地「オハイオ」州、登記年一八七〇年

資本金 公稱三千二百萬弗

營業目的 精油及販賣

營業狀況 (一九三五年)「オハイオ」州ニ於ケル元賣捌所一七四、直營「ガソリン、ステーション」九〇五、使用人員四千三百人

六、「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、ケンタッキー」

登記地「ケンタッキー」州、登記年一八八六年、本店「ルイズヴィル」

資本金 三千五百萬弗

營業目的 「オハイオ」河以南及「ミシシッピ」河以東ニ於ケル採油、精油及販賣

營業狀況 (一九三五年) 元賣捌所六三四「ガソリス、ステイション」一、三三〇

七、「スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、ネブラスカ」

登記地 「ネブラスカ」州、登記年一九〇六年、本店「オマハ」

資本金 公稱五百萬弗

營業目的 「ネブラスカ」州ニ於ケル「インディアナ、スタンダード」製品ノ販賣

營業狀況 (一九三五年)、元賣捌所三五六、「ガソリン、ステイション」一七六

八、「スタンダード、ネイル、カムパニー、オブ、カンサス」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九三二年、本店「ヒウストーン」

營業目的 「カンサス」、「オクラオマ」、「テキサス」及「ルイジアナ」諸州ニ於ケル石油業

一般

第二項 舊「スタンダード」系以外ノ米國系資本會社

舊「スタンダード」系以外ノ會社ヲ區別スル爲メ「インデペンデント」ト呼ブコトアリ其ノ重要

ナルモノ左ノ如シ

一、「テキサス、コーポレイション」

登記地 「デラウエア」州、登記年一九二六年、本店紐育

資本金 拂込二億三千五百五十萬弗、固定資産二億五千七百萬弗

營業目的 持株會社及一般石油業

營業狀況 (一九三五年)

イ、油 田 米國內借地其他六百五十萬「エーカー」

米國外七十九萬「エーカー」

ロ、輸送管 六千八百六十八哩

ハ、精油所 工場二十、能力一日二十四萬六千百「バレル」

ニ、蒸溜年額 七千六百萬「バレル」

ホ、使用人 二萬五千人

主要從屬會社

1、「カリフォルニア、ペトロリアム、コーポレイション」(本店、羅府、資本金公稱七千五百

萬弗、持株會社及石油業一般ヲ營業トス)

2、「インディアン、リファイニング、カムパニー」(本店「イリノイ」州「ローレンスヴィル」
資本金千二百五十萬弗、精油業ニ從事ス)

3、「ウルガイ」、墨國、加奈陀、英國、白耳義、和蘭、瑞典、丁抹、佛國、伊太利、愛蘭、
南阿聯邦、濠洲、比律賓、「キューバ」、「ポルトトリコ」等各國ニ「テキサ、カムパニー」在リ
米國製品ノ海外販賣ニ從事ス

二、「ガルフ、オイル、コーポレイション」

登記地 「ペンシルバニア」州、登記年一九二二年、本店「ピッバーク」

資本金 拂込一億二千萬弗、固定資産二億四千二百萬弗

營業目的 持株會社

營業狀況 部内會社ヲ包括セル一九三五年營業狀況左ノ如シ

イ、採油 「ミッド、コンチネント」地方ニテ油田經營、油田數六、一五〇、採油年額

六千四百萬「バレル」

ロ、精油所 八工場、一日能力十九萬二千「バレル」一日揮發油製造能力七萬九千七

百五十「バレル」

ハ、運送 輸送管七千五百哩、輸送年額四千七百萬「バレル」所有「モーター」船

六隻蒸汽船三十五隻

主要從屬會社

1、「ガルフ、プロダクシヨン、カムパニー」(資本金二百二十萬弗、「テキサス」州ニ於テ採
油ニ從事ス)

2、「ガルフ、リファイニング、カムパニー、ネブ、デラウエア」(資本金五千萬弗一般石油
業ニ從事ス)

3、「ガルフ、リファイニング、カムパニー、オブ、テキサス」(資本金一千五百萬弗、生産運
送及販賣)

4、「ガルフ、リファイニング、カムパニー、オブ、ルイジアナ」(生産及販賣)

5、「メキシカン、ガルフ、オイル、カムパニー」(資本金二十萬弗、墨國油田ノ開發ニ從事
ス)

6、「ヴェネズエラ、ガルフ、オイル、カムパニー」(資本金五萬弗、「ヴェネズエラ」其他ニテ

生産及精油

三、「アトランチック、リファイニング、カムバニー」

登記地 「ペンシルバニア」州、登記年一八七〇年、本店費府

資本金 公稱一億二千五百萬弗、拂込八千六百六十二萬弗

營業目的 製造販賣及輸出

營業狀況 (一九三五年)

イ、輸送管 千三百八十哩

ロ、油槽船 總隻數二十二隻、總噸數二十一萬噸

ハ、販賣機關 大西洋沿岸十五州ニ元賣捌所四三五及「ガソリン、ステーション」一、九一

六ヲ所有シ南米、歐洲、阿弗利加各地ニ販賣機關ヲ有ス

四、「タイドウォーター、アソシエテッド、オイル、カムバニー」

登記地 「デラウェア」州、登記年一九二六年、本店紐育

資本金 拂込一億一千九百萬弗

營業目的 持株會社

營業狀況 (一九三五年)所有油田五十萬八千「エーカー」ノ中採油中ノモノ九萬七千「エ

ーカー」、輸送管約三千哩、船舶二十一萬噸、右容量百五十三萬「バーレル」

主要從屬會社

1、「アソシエテッド、オイル、カムバニー」(本店桑港、資本金公稱六千萬弗、加州、「コ

ロラド」、「テキサス」及「ワイオミン」各州ニテ油田經營、採油年額九百萬「バーレル」

精油年額二千二百萬「バーレル」、太平洋沿岸諸州及布哇、比律賓ニテ販賣ス)

2、「タイドウォーター、オイル、カムバニー」(本店紐育、「ペンシルバニア」州ニテ精油シ

大西洋沿岸各州ニテ販賣シ加奈陀ノ支社ヲ通ジ同國ニテ機械油ヲ輸出販賣ス)

五、「コンソリデーター、オイル、カムバニー」

登記地 紐育州、登記年一九一九年、本店紐育、資本金拂込八千二百萬弗

營業目的 持株會社

營業狀況 部内會社ヲ包括セル一九三五年狀況左ノ如シ

イ、油 井 「テキサス」、「カンサス」、「オクラホマ」、「ワイオミン」各州ニ於ケル合

計數八、六〇〇

ロ、採油量 二千五百萬「バーレル」
ハ、輸送管 約七千哩

ニ、販賣機關 國內元賣捌所二、一〇〇其他英、蘭、白、獨、「キューバ」、墨等ニ輸出ス
主要從屬會社

1、「シンクレア、プレーリー、オイル、カムバニー」(本店「タルサ」米國內ニ於テ採油ニ從事ス)

2、「シンクレア、リフアイニング、カムバニー」(精油及販賣ニ從事ス)

六、「サン、オイル、カムバニー」

登記地 「ニウ、ジャージー」州、登記年一九〇一年、本店費府

資本金 七千八百萬弗

營業目的 石油業一般

營業狀況 (一九三五年)「ミッドコンチネント」及「ニウ、メキシコ」兩油田ヨリ年額一

千萬「バーレル」ヲ採油ス機械油ヲ歐洲、南米、印度、支那及濠洲ニ輸出ス

主要從屬會社 「サン、オイル、カムバニー」(加奈陀)、「ブリタイシユ、サン、カムバニー」(英

國)「サン、カムボニー、オブ、メキシコ」(墨西哥)

七、「フリップス、ペトロリアム、カムバニー」

登記地 「デラウェア」州、登記年一九一七年、本店「オクラオマ」州「バートルスヴィル」

資本金 拂込一億一千九百萬弗

營業目的 石油業一般

營業狀況 (一九三五年)油井數「ミッドコンチネント」地方三、四八〇採油年額二千七百萬

「バーレル」米國內ニ元賣捌所二、二六一「ガソリン、ステイション」六、五一二ヲ經營ス

八、「オハイオ、オイル、カムバニー」

登記地 「オハイオ」州、登記年一八八七年、本店「オハイオ」州「フィンドレイ」

資本金 拂込一億一千四百萬弗

營業目的 石油業一般

營業狀況 (一九三五年)「リマ、インディアナ」、「ミッドコンチネント」加州及墨西哥ニテ油

田ヲ經營ス

九、「ユニオン、オイル、カムバニー、オブ、カリフォルニア」

資本金拂込一億九百萬弗、加州ニテ精油工場ヲ經營ス

一〇、「エムバイア、オイル、アンド、リファイニング、カムバニー」

本店「オクラホマ」州「バートルスヴィル」、資本金拂込七千萬弗、精油及販賣ヲ業トシ「シティ
ース、サーヴィス、カムバニー」(市俄古)ヲ支配シ「ウイスコンシン」「ミシガン」「オハイオ」
各州ニ販賣スル外墨國原油ノ輸入ニ從事ス

一一、「ピエーア、オイル、カムバニー」

登記地「オハイオ」州、登記年一九一四年、本店市俄古、資本金拂込六千萬弗、石油業

一般ニ從事シ米國內採油年額二千百萬「バールレル」トス

第二款 英吉利系資本石油會社

第一項 「ロヤル、ダッチ、シエル」系會社

「ロヤル、ダッチ、シエル、グループ」ハ和蘭ノ「ロヤル、ダッチ、カムバニー」(公稱資本金十億
「フロリン」ノ國際的持株會社)ト英國ノ「シエル、トランスポート、アンド、トレーディング、カ
ムバニー、オブ、ロンドン」(公稱資本金四千三百萬磅)ノ兩社ガ合同シタルモノナリ右「グル

ープ」ノ事業ノ實際經營ニ當ルハ「バタフセ」(「バタビア」)石油會社(専ラ採油ヲ分擔ス)及
「アングロサクソン、オイル、カムバニー」(専ラ販賣及運送ヲ分擔ス)ノ二從屬會社トス右兩從
屬會社ニ對スル親會社ノ持株ハ夫々「ロヤル、ダッチ、カムバニー」六〇%、「シエル、カムバニ
ー」四〇%トス

「ロヤル、ダッチ、シエル」團系統ニ屬スル主要會社左ノ如シ

親會社	資本金	主タル營業地
一、親會社		
「ロヤル、ダッチ、カムバニー」	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇「フロリン」	全世界
「シエル、トランスポート、アンド、 トレーディング、カムバニー」	拂込五〇五、一二四、〇〇〇磅	同
二、子會社		
「バタフセ」石油會社	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇「フロリン」	同
「アングロサクソン」石油會社	二五、〇〇〇、〇〇〇磅	同
「エーシアテイク」石油會社	三一、〇七三、七六〇同	同
「シエル」販賣會社	三、〇〇〇、〇〇〇同	英國
「シエル、メックス、アンド、B、P」	八、九二五、一〇〇同	同
「アングロ、パーシヤント共同出資 「シエル、メックス」	六、五〇〇、〇〇〇同	同
合國「ボラシダ」石油會社	二四、〇〇〇、〇〇〇同	「ルーマニア」
「アストラ、ロマナ」會社	一一、〇三四、〇〇〇「レネ」	同

「シユビテル」石油會社	五二五、〇〇〇、〇〇〇「フラン」	佛 國
「アングロ、エザブシアン」石油會社	一、八〇八、〇〇〇磅	「アフリカ」
「シエル、ユニオン、オイル、コーポレイション」	二七〇、〇〇〇、〇〇〇弗	北米合衆國
「シエル、ペトロリアム」會社（「シエル、ユニオン」ノ子會社）	四五、〇〇〇、〇〇〇同	同
「シエル、オイル、カムパニー」（同上）	一一〇、〇〇〇、〇〇〇同	同
「ラ、コロナ」石油會社	二五、〇〇〇、〇〇〇「フロリン」	「メキシコ」
「メキシカン、イーグル」石油會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇「メキシコ 金貨ベツ」	同
「イーグル」石油及海運會社	七、〇〇〇、〇〇〇磅	同
「キュラソカ」石油會社	三〇、〇〇〇、〇〇〇「フロリン」	西 印 度
「ユーナイテッド、プリティシユ」油田會社	一、五〇〇、〇〇〇磅	「トリニダット」
「プリティシユ、コントロールド」油田會社	二七、五〇〇、〇〇〇弗	「ヴェネズエラ」
「カリビアン」石油會社	三〇、〇〇〇、〇〇〇同	同
「グイ、オー、シー」會社	七、二〇〇、〇〇〇磅	同
「コロシ」開發會社	二、七五〇、〇〇〇株（無額面）	同
濠洲「シエル」會社	三、〇〇〇、〇〇〇同	濠 洲
新西蘭「シエル」會社	一、〇〇〇、〇〇〇磅	新 西 蘭
「ライジング、サン」石油會社	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	日 本

第二項 「アングロ、イラニアン」系石油會社

英波石油會社ハ「ペルシャ」油田ノ開發ヲ目的トシテ一九〇九年創立セラレタルモノナルガ其ノ後英國政府ハ同社株式ノ過半数ヲ買收シテ事實同社ノ支配權ヲ有ス而シテ「ビルマ」石油會社ハ英波石油會社株ノ二割六分ヲ所有ス一九二八年「アフリカ」ニ於ケル石油販賣ヲ目的トシテ英波石油會社ト「シエル」團ノ「エシアテイク」石油會社間ニ提携成立シ兩社共同出資ニテ新會社タル合同石油會社ヲ創立セルガ同年更ニ「シエル」團ト「ビルマ」石油會社間ニ提携成リ「シエル」ハ新株八三三、二二三二（額面一「ポンド」）ヲ發行シテ之ヲ「ビルマ」會社ニ賣却セリ更ニ一九三一年ニハ英波石油會社及「シエル」團トノ間ニ英國ニ於ケル石油販賣ニ關スル合同成立シ兩社共同出資ニテ「シエル、メックス、アンド、B、P、」會社ヲ創立シタリ斯クノ如ク從來稍々モスレバ競争ノ地位ニ在リタル「シエル」團ト英波石油會社間ニハ緊密ナル利害關係ヲ保持スルニ至リ以テ米國「スタンダード」系資本ノ對抗ニ共同戰線ヲ張リタリ「アングロ、イラニアン」系統ニ屬スル會社左ノ如シ

一、親 會 社	資 本 金	主タル營業地
「アングロ、イラニアン」石油會社	二六、五〇〇、〇〇〇磅	全 世 界
「ビルマ」石油會社	二六、一三一、二五二同	
	一三、五〇〇、〇〇〇同	
	一三、一五七、六七五同	「ビルマ」印度

二、子 會 社

「アトック」石油會社	一、五〇〇、〇〇〇磅	印 度
第一探掘石油會社	一、二五〇、〇〇〇同	「イ ラ ン」
北部「ペルシヤ」石油會社	三、〇〇〇、〇〇〇同	同
「フリテイシユ」油槽船會社	四、〇〇〇、〇〇〇	「イ ラ ン」
「シエネラル」石油會社	二四〇、〇〇〇、〇〇〇「フラン」	佛 國
(四十五%「アングロ、イラニアン」出資佛資本ト共同出資)		
濠洲「アングロ、イラニアン」	一〇〇、〇〇〇磅	濠 洲
印度「アングロ、イラニアン」	一、二〇〇、〇〇〇同	印 度
合同石油會社(「シエル」ト等額出資)	二、一九五、一〇〇同	「ア フ リ カ」
「イラク」石油會社	六、五〇〇、〇〇〇同	「イ ラ ク」
「アングロ、イラニアン」	二二二、七七五	
「シエル」	二二二、七七五	
「スタンダード」其他米國系	二二二、七七五	
佛 國 系	二二二、七七五	

第三項 英米資本系以外ノ主要石油會社

會 社 名	資 本 金	主タル營業地
「フランス」石油會社	四七五、〇〇〇、〇〇〇「フラン」	佛 國
「ベシエルアロン」鑛業會社	八一、〇〇〇、〇〇〇同	同

佛蘭西波蘭石油會社	一四四、三七五、〇〇〇同	同
佛蘭西石油商工會社	三四五、〇〇〇、〇〇〇同	同
「スタンダード、フランコ、アメリカン」	一六五、〇〇〇、〇〇〇同	同

「パリ、ベルギー」銀行	五一%	
「スタンダード」	四九%	

歐羅巴石油會社	一三、五〇〇、〇〇〇同	同
獨逸石油會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇金「マルク」	獨 逸
「スペイン」石油專賣會社	一九五、〇〇〇、〇〇〇「ペセタス」	「ス ペ イ ン」
伊太利石油會社	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇「リラ」	伊 太 利
「モースール」油田會社	二、三三三、三三三磅	「イ ラ ク」

附錄第七

石油業法 (昭和九年三月二十八日
法律第二十六號)

第一條 石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ石油精製業及石油輸入業ノ範圍竝ニ許可ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條 石油精製業者又ハ石油輸入業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營ム會社合併ヲ爲シ又ハ解散セントスルトキハ亦同ジ

第四條 石油ノ輸入ハ石油精製業者ガ其ノ精製ニ必要ナル石油ヲ輸入スル場合ヲ除クノ外石油輸入業者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ勅令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ石油ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ輸入數量ヲ標準トシテ

算定シタル數量ノ石油ヲ常時保有スベシ

第六條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ其ノ所有スル石油ヲ政府ガ命令ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ標準トシテ購入セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ石油ノ販賣價格ノ變更、石油供給量ノ確保其ノ他石油ノ需給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ公益上必要ト認ムルトキハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第八條 政府第一條ノ許可又ハ前條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外石油業委員會ノ議ヲ經ベシ

石油業委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 石油精製業者又ハ石油輸入業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ政府ノ命ジタル事項ヲ執行セザルトキハ政府ハ第一條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第十條 行政官廳ハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石油精製業者又ハ石油輸入業者ノ事務所、營業所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 政府ノ許可ヲ受ケズシテ石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 石油精製業者又ハ石油輸入業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第五條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第七條ノ命令ニ違反シタルトキ

第十四條 石油精製業者又ハ石油輸入業者第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル者
- 二 第十條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辨ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第十六條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事取締其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年勅令第九十五號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

守贈

2256



558

本法施行ノ際現ニ石油精製業ヲ營ム者又ハ石油輸入業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際輸入ノ爲輸送ノ途ニ在ル石油又ハ本法施行前注文ヲ發シタル石油ヲ輸入セントスル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ届出デタルトキハ第四條ノ規定ニ拘ラズ輸入ヲ爲スコトヲ得

第五條ノ規定ハ本法施行後六日間之ヲ適用セズ

